

# 八王子市文化財年報

第 17 号

令和 5 年度（2023 年度）



八王子市教育委員会

# 八王子市文化財年報第 17 号 令和 5 年度（2023 年度） 目次

## I 管理・運営概要

1 組織（令和 6 年（2024 年）3 月 31 日現在）	1
2 文化財保護審議会	2
(1) 文化財保護審議会委員一覧	2
(2) 開催実績	3

## II 事業概要

1 文化財の指定・解除	4
(1) 国指定史跡八王子城跡の追加指定	4
(2) 新たに市の指定となった文化財	4
(3) 市の指定を解除した文化財	5
(4) 日本遺産構成文化財の追加	6
2 日本遺産フェスティバル	7
(1) オープニング	7
(2) 日本遺産PR・体験ブース	8
(3) 日本遺産公開講座	8
(4) 日本遺産分科会	9
(5) 同時開催イベント	9
(6) その他の同時開催・関連イベント	10
3 文化財保存活用地域計画	11
4 文化財の保存	12
(1) 現状変更	12
(2) 埋蔵文化財包蔵地に係る届出・通知	14
(3) 埋蔵文化財の発掘調査	15
(4) 遺物受入数量	26
(5) 確認・調査一覧	27
(6) 指定文化財の保存修理に対する補助	28
(7) 指定文化財の管理に対する補助	29
(8) 指定文化財等に関連する調査	30
(9) 文化財の防災対策	32
5 史跡の整備・公開	33
(1) 八王子城跡御主殿発掘調査	33
(2) 史跡の公有地化	34
(3) 八王子城跡整備活用	35
6 文化財の活用	38
(1) 民俗芸能	38
(2) 文化財見て歩き	41
(3) その他展示・講座	42

(4) 北海道白糠町小学生交流事業	44
(5) 資料の利用申請	45
7 日本遺産	46
(1) 桑都日本遺産センター 八王子博物館（愛称：はちはく）	46
(2) 日本遺産「桑都物語」推進協議会	49
(3) 日本遺産関連事業	50
(4) 笑顔と学びの体験活動プロジェクト	51
<b>Ⅲ 資料</b>	
○八王子市文化財保護条例	52
○文化財の指定状況（令和6年（2024年）3月31日現在）	66
○市内指定文化財一覧（令和6年（2024年）3月31日現在）	67
○日本遺産構成文化財一覧（令和6年（2024年）3月31日現在）	81
○文化財関連施設入館者数	87

# I 管理・運営概要

## 1 組織（令和 6 年（2024 年）3 月 31 日現在）

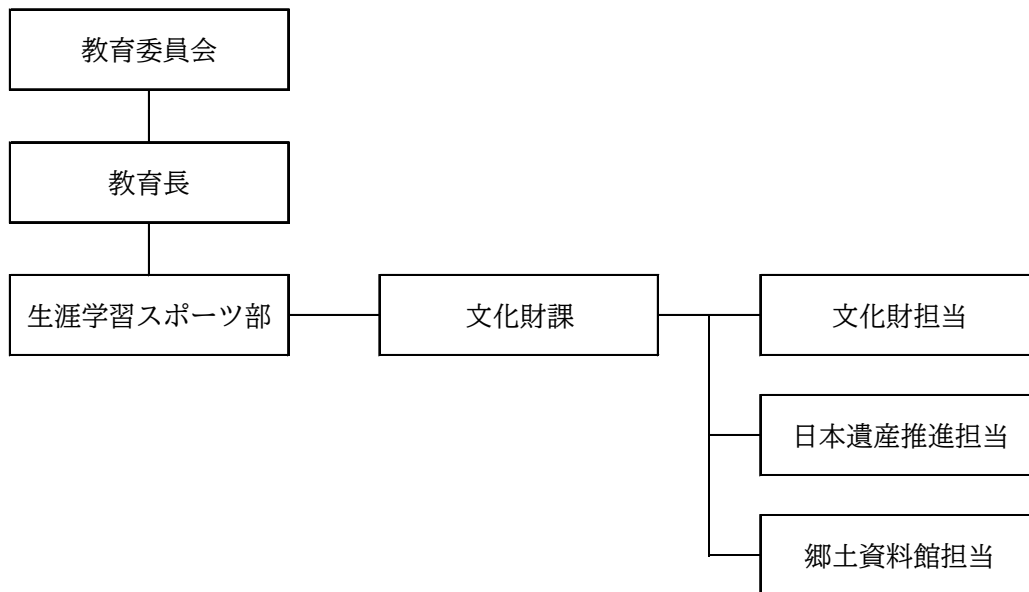
本市の文化財行政は、教育委員会事務局に置かれる生涯学習スポーツ部文化財課が所管している。文化財課では、令和 5 年度（2023 年度）は文化財担当・郷土資料館担当・日本遺産推進担当の 3 担当で業務を行った。本年報では、令和 5 年度（2023 年度）に文化財担当と日本遺産推進担当が所管した事業等について紹介する。郷土資料館担当が所管した事業等については、別に刊行される『郷土資料館研究紀要 八王子の歴史と文化』の中で紹介する。

文化財担当の主な業務は、指定文化財の保存・活用、埋蔵文化財の保護・調査、国史跡八王子城跡ガイダンス施設の管理・運営である。

日本遺産推進担当の主な業務は、日本遺産の推進と活用である。

令和 5 年度（2023 年度）の機構は以下のとおりである。

【文化財課機構図】



## 2 文化財保護審議会

八王子市文化財保護条例に基づき、八王子市文化財保護審議会が設置されている。文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、答申を行う。令和5年度（2023年度）は計3回開催した。

### (1) 文化財保護審議会委員一覧

令和5年度（2023年度）の委員は下表のとおりである。

氏名	所属	専門分野
◎ 相原 悦夫	元 八王子市市史編さん審議会 副会長	曳山美術史、社寺建築
青木 淳	多摩美術大学美術学部 教授	日本美術史
阿部 朝衛	帝京大学文学部史学科 教授	考古学
岩橋 清美	國學院大學 教授	近世史
内野 秀重	八王子市長池公園 園長	植物
○ 加藤 哲	元 都立高校教諭	中世史
小林 直弘	東京芸術大学 教員	日本建築史、文化財保存学
紺野 英二	立正大学文学部 特任講師	考古学
高久 舞	帝京大学文学部日本文化学科 講師	民俗学・民俗芸能研究
津山 正幹	狛江市市史編さん室	民俗建築学
西川 広平	中央大学文学部 教授	中世史
野嶋 和之	八王子千人同心旧交会 会長	郷土史
本間 岳人	立正大学 特任講師	石造文化財、考古学
山本 憲佳	高尾山薬王院 用度部長	郷土史

※任期は、令和4年（2022年）11月1日から令和7年（2025年）10月31日まで

※◎は会長、○は副会長。

## (2) 開催実績

### 第1回

日時 令和5年(2023年)7月10日(月) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 801会議室

議題 報告事項(1) 令和5年度4月の人事異動について

報告事項(2) 令和4年度の事業報告について

報告事項(3) 令和5年度の予算概要について

報告事項(4) 市指定天然記念物の樹木診断について

報告事項(5) 八王子駅南口集いの拠点整備について

その他

### 第2回

日時 令和5年(2023年)11月13日(月) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 801会議室

議題 協議事項(1) 八王子市指定文化財の新指定について

協議事項(2) 八王子市指定文化財の指定解除について

報告事項(1) 八王子市指定天然記念物の現況について

報告事項(2) 日本遺産フェスティバル In 桑都・八王子の実施結果について

その他

### 第3回

日時 令和6年(2024年)3月11日(月) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 801会議室

議題 協議事項(1) 八王子市指定文化財の指定及び解除についての諮問にかかる答申について

その他

## II 事業概要

### 1 文化財の指定・解除

#### (1) 国指定史跡八王子城跡の追加指定

指定範囲内に位置するが官報に記載のなかった以下の地番について、追加指定された。

元八王子町三丁目 2727 番 3、2727 番 4

令和 5 年（2023 年）9 月 28 日 官報第 1071 号 文部科学省告示第 113 号

指定区域面積について

ア 既指定地 1,598,692.27 m<sup>2</sup>

イ 追加指定地 268.00 m<sup>2</sup>

ウ 合計面積 1,598,960.27 m<sup>2</sup>（令和 5 年（2023 年）9 月 28 日現在）

#### (2) 新たに市の指定となった文化財

令和 5 年度（2023 年度）は、市指定文化財について、新たに以下 1 件の指定を行った。

名 称	小銅鐸（中郷遺跡出土）
種 別	有形文化財（考古資料）
員 数	1 点
年 代	弥生時代末期
所 有 者	八王子市教育委員会
所 在 地	八王子市散田町二丁目 37 番 1 号 （八王子市教育センター内）
出 土 地	八王子市長房町 588 番地 他
寸 法 等	高さ約 3.3 cm、最大幅約 2.5cm、 重量約 5.9 g



指定理由 平成 9 年度（1997 年度）実施の長房団地建替事業に伴う発掘調査で出土した資料であり、以下の点から地域の歴史資料として貴重であり、学術的価値も高いと文化財保護審議会が認めたため。

- ア 全国でも 60 数点しか出土していない（都内では当時 2 例目）小銅鐸の中でも最小クラスである。
- イ 銅製品が広く普及する以前の時代のものであり、市域における金属製品の出土例として希少性が高い。
- ウ 一般的な銅鐸が集落から離れた場所に複数で埋設されるのに対し、小銅鐸は生活に関係する遺構内から単独で出土する例が多い点が異なる。本資料も住居跡から単独で出土した点で小銅鐸の出土傾向を補強している。

指定基準 八王子市文化財指定基準

第一 八王子市指定有形文化財

五 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの  
又は八王子市の歴史上重要と認められるもの。



側面

(3) 市の指定を解除した文化財

令和5年度(2023年度)は、市指定文化財について、以下5件の指定解除を行った。解除理由は、所在確認調査の結果、所在及び所有者が不明であることが判明したため。

指定種別 市指定有形文化財(刀剣類)

員数 5件

(内訳)

- ア 指定番号 57(昭和40年(1965年)6月26日指定)  
名称 刀  
寸法等 長さ68.7cm、反1.8cm  
銘:(表)武蔵太郎安國 (裏)正徳丙申仲春癸亥之時真丸煉作之
- イ 指定番号 73(昭和41年(1966年)10月27日指定)  
名称 脇指  
寸法等 長さ55.8cm、反1.7cm 銘:守重
- ウ 指定番号 158(昭和46年(1971年)11月25日指定)  
名称 脇指  
寸法等 長さ55.8cm、反1.52cm  
銘:(表)以南蛮鉄武蔵太郎安國作 (裏)享保六年辛丑正月日
- エ 指定番号 161(昭和46年(1971年)11月25日指定)  
名称 脇指  
寸法等 長さ51.2cm、反1.29cm 銘:武州住照重
- オ 指定番号 162(昭和46年(1971年)11月25日指定)  
名称 刀  
寸法等 長さ69.1cm、反0.71cm 銘:武州下原住山本内記康重

#### (4) 日本遺産構成文化財の追加

##### 「諏訪神社（鎌水）の文化財」の追加

江戸時代末の鎌水は、生糸の取引で財を成した「鎌水商人」がおり、各谷戸（＝丘陵のU字型に浸食された谷状の地形）には鎌水商人ら氏子の寄進によって、江戸時代の建築の影響を受けた豪華な神社があった。

「諏訪神社（鎌水）」は、今も残る神社の内の一つで、明治10年（1877年）に子（ね）の権現の社地に諏訪・八幡・子の権現の3社が合祀され、境内が整備されたものである。見事な彫刻が施された3つの社殿は、市の有形文化財に指定されているほか、境内には寄進者として鎌水商人の名前が刻まれた石灯籠、手水鉢などが残されている。

日本遺産認定ストーリー「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」は八王子と“絹”の深いかわり合いを示すものでもあり、諏訪神社周辺の構成文化財「絹の道」や「八木下要右衛門屋敷跡（現 絹の道資料館）」などとともに、ストーリーの魅力を高めるものであることから、令和5年（2023年）7月14日付で「諏訪神社（鎌水）の文化財」が30番目の構成文化財として文化庁から承認を受けた。

##### 【追加認定の詳細】

- ア 名称 諏訪神社（鎌水）の文化財  
イ 所在地 東京都八王子市鎌水 1078 番地 1  
ウ 内容 (ア) 諏訪神社社殿【市指定有形文化財（建造物）】  
(イ) 諏訪神社拝殿【文化財未指定】（扁額、天井画、大絵馬を含む）  
(ウ) 境内の石造物【文化財未指定】



(ア) 諏訪神社社殿（八幡神社）



(イ) 諏訪神社拝殿



(ウ) 境内の石造物

## 2 日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子

全国の日本遺産認定団体が一堂に会し、事例研究や情報交換を行う機会として、また、相互に連携して日本遺産の魅力発信・普及啓発を行う機会として毎年開催されている日本遺産フェスティバルを令和5年（2023年）11月4日及び5日に八王子市で開催した。

### 【開催概要】

テーマ	「桑都・八王子から、104 の物語(ストーリー)を未来へ」
目的	全国 47 都道府県に点在する日本遺産ストーリーを国内外に向けて積極的に情報発信することにより、日本遺産のブランド力や認知度向上を図るとともに地域活性化、交流人口の拡大に資する
主催	文化庁、日本遺産連盟、日本遺産「桑都物語」推進協議会、八王子市
共催	観光庁
開催日	令和5年（2023年）11月4日（土）・5日（日） ※11月3日（金・祝）に宵宮（前夜祭）を開催
会場	東京たま未来メッセ（メイン会場） J:COMホール八王子（オープニング会場）
日本遺産認定団体の出展数	出展 94 団体／認定 104 団体 （出展できなかった団体にはパンフレット等を置けるコーナーを用意）
来場者数	11/4 オープニング：1,000 人、メイン会場：22,000 人 11/5 メイン会場：18,000 人 【合計】 41,000 人 ※サテライト・関連イベント会場を含め、2日間で約 115,000 人が来場

### (1) オープニング

日本遺産のこれまでの取組や未来への継承についての基調講演、パネルディスカッションのほか、八王子車人形と説経浄瑠璃の記念公演を実施した。

開催日時	11月4日（土）9：30～12：30	
会場	J：COMホール八王子	
プログラム	オープニングアトラクション	
	第一部	開会式、基調講演
	第二部	パネルディスカッション、 日本遺産フェスティバル記念公演



パネルディスカッション

## (2) 日本遺産PR・体験ブース

全国 104 の日本遺産を体感できる展示・体験ブースでは、各地の名産品の販売やワークショップなどを実施。八王子市のブースでは、日本遺産関連グッズやその場で墨書きする限定の御城印などを販売した。また、開催市の団体等が出展する「桑都ブース」では、八王子の特産品の販売や八王子駅南口集いの拠点をはじめ様々な団体等が、八王子の魅力を PR した。

開催日時	11月4日(土) 10:00~17:00 11月5日(日) 10:00~16:00
会場	東京たま未来メッセ (1階展示室、3階 第5・第6会議室)
出展数	日本遺産PRブース：104 団体 ※うち 10 団体は不参加のため資料配布のみ
	桑都ブース：13 団体 ※八王子市ゆかりの事業者等が出展



八王子市ブース



1階展示室



メイン会場とサテライト会場の回遊を促進させるため、スタンプラリー「桑の都の郵便屋さん」もあわせて実施。

設置場所：東京たま未来メッセ、桑都日本遺産センター 八王子博物館、まちなか休憩所 八王子宿

## (3) 日本遺産公開講座

各地の日本遺産ストーリーが持つ歴史や文化、地域性などについて日本遺産認定地域の担当者による講座を開催した。また、八王子市の講座として「八王子市教育委員会の取組～郷土学習と学校給食を通して～」を実施した。

開催日時	11月4日(土) 11:00~15:00
会場	東京たま未来メッセ (3階 第1・第2会議室)
講座数	北海道・東北&関東ブロック：4 講座
	中部ブロック：8 講座
	中国・四国ブロック：7 講座
	関西&九州・沖縄ブロック：6 講座



公開講座 (八王子市)

#### (4) 日本遺産分科会

日本遺産の未来に向け、テーマに沿った認定地域の連携による新たな魅力の発表や意見交換などを実施。八王子市は、日本遺産構成文化財「多摩織」をテーマに第1分科会「染織の文化 ―染物 織物の技と美―」での発表を実施した。

開催日時	11月5日(日) 12:30~16:00
会場	東京たま未来メッセ(3階 第1・第2会議室)
プログラム	第1分科会：染織の文化 ―染物 織物の技と美―
	第2分科会：山岳信仰・修験の文化 ―信仰の文化がつなぐ人・地域―
	第3分科会：食文化を活かした地域活性化に向けて
	総括討論



第1分科会

#### (5) 同時開催イベント

日本遺産フェスティバルに合わせ、八王子駅周辺を中心に多数のイベントを実施した。

##### ア 桑都のお練りと柴燈護摩

(ア) 開催日時 11月4日(土) 13:30~15:00

(イ) 会場 とちの木デッキ~えきまえテラス

(ウ) 内容 八王子芸妓、八王子消防記念会、氷川神社獅子舞保存会などによるお練りと高尾山薬王院による柴燈護摩を実施



柴燈護摩

##### イ 山車の展示と居囃子

(ア) 開催日時 11月4日(土)・5日(日)

10:00~16:00

(イ) 会場 アイロード

(ウ) 内容 構成文化財である「山車」の展示と居囃子に加えて露店やキッチンカーが並び、「まつり」の雰囲気を出す野外イベントを実施



山車の展示

ウ エクスカーションツアー

- (ア) 開催日 11月5日(日)  
 (イ) 会場 高尾山薬王院、八王子城跡、滝山城跡等  
 (ウ) 内容 桑都・八王子の日本遺産構成文化財を巡る全3コースのツアーを実施  
 A：高尾山薬王院と八王子城跡  
 B：高尾山薬王院  
 C：滝山城跡と八王子城跡



エクスカーションツアー

エ はちやく企画展「桑都はちおうじ絵巻」ほか

- (ア) 開催日時 11月4日(土)・5日(日)  
 10:00~19:00  
 (イ) 会場 桑都日本遺産センター八王子博物館  
 (ウ) 内容 学芸員による展示解説、真綿づくりの体験、「メカイ」作りの実演、都内唯一の養蚕農家による講演などを実施



はちやく企画展

オ 関連イベント

- (ア) 八王子城跡イベント 開催日：11月4日(土)・5日(日)  
 会場：八王子城跡ガイダンス施設  
 (イ) 絹の道を歩こう！ 開催日：11月4日(土)、会場：絹の道、諏訪神社等

(6) その他の同時開催・関連イベント

イベント名	開催日	会場
日本遺産応援Live	11月4日(土)	J：COMホール八王子
伝承のたまてばこ ～多摩伝統文化フェスティバル2023～	11月4日(土)・5日(日)	ユーロード、桑都テラスほか
千百年を紡ぐ八王子織物展・ ネクタイデザインコンペ表彰式	11月4日(土)・5日(日)	東京たま未来メッセ
子ども☆ミライ会議	11月5日(日)	
子どもや学生による展示・発表	11月4日(土)・5日(日)	
自転車ツアー「桑都ライド」	11月4日(土)	高尾山、八王子城跡ほか
いちよう塾公開講座	11月4日(土)・5日(日)	八王子市学園都市センター
高尾山もみじまつり	10月28日(土)～12月3日(日)	高尾山
駅からハイキング&ウォーキングイベント	11月4日(土)・5日(日)	JR高尾駅～JR八王子駅

### 3 文化財保存活用地域計画について

平成30年（2018年）の文化財保護法の改正により、市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」）を作成し、文化庁長官の認定を受けることができるようになった。本市では既に文化財行政のマスタープランである「八王子市歴史文化基本構想」を策定していることから、同構想にアクションプランとしての要素を加えて再構成した「八王子市文化財保存活用地域計画」の作成に令和2年度（2020年度）より着手した。

令和4年度（2022年度）は、令和3年度（2021年度）に作成した八王子市文化財保存活用地域計画素案を基に、文化庁と最終調整後、文化庁の各類型の文化財調査官の確認及び関連省庁と協議を行うなど、令和4年（2022年）7月の認定を目指し作業を進め、認定申請を行った。

令和4年（2022年）7月22日付で、国の文化審議会文化財分科会の答申を経て文化庁長官の認定を受けた。都内では本市の認定が初である。

令和5年度（2023年度）は、この計画で示された文化財の保存・活用の取組状況について、進捗を調査した。

#### 【計画の概要】

##### (1) 計画期間

9年間（令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）まで）

##### (2) 基本理念

わたしたちが守り育てる みんなのふるさと八王子  
～「知と技」を伝える歴史文化を未来へ

##### (3) 基本目標

歴史文化を活かしたまちづくり

##### (4) 基本方針

基本方針1 文化財の継続的な調査・研究

基本方針2 文化財の適切な保存・管理

基本方針3 文化財の担い手の育成・支援

基本方針4 文化財の普及・啓発・活用

基本方針5 文化財を活用したまちづくりの推進

##### (5) 重点事業

重点事業1 調査・研究関連事業

重点事業2 日本遺産推進事業

重点事業3 八王子城跡関連事業

重点事業4 新郷土資料館整備事業

##### (6) 文化財保存活用区域

「八王子城跡区域」を設定

## 4 文化財の保存

### (1) 現状変更

文化財保護法では、史跡や天然記念物に指定された文化財に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第125条）と定められている。また、東京都文化財保護条例、八王子市文化財保護条例も史跡等に指定された文化財に関して、それぞれ東京都教育委員会、八王子市教育委員会の許可を受けなければならないと定められている。

なお、国及び東京都指定の文化財に関する現状変更のうち、文化財保護法施行令第5条第4項第1号、東京都文化財保護条例施行規則第25条に掲げるもの（工作物の設置・改修、伐採など）については、市教育委員会が処理を行うこととされている。

令和5年度（2023年度）に申請のあった史跡等に係る現状変更については以下のとおりである。

#### ア 国指定の文化財

##### (ア) 文化庁長官による許可

No.	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2734番2	八王子市教育委員会	発掘調査	令和5年 6月23日

##### (イ) 八王子市教育委員会による許可

No.	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	滝山城跡	高月町 2371 番地内	特定非営利活動法人 滝山城跡群・自然と歴史を守る会	物置設置	令和5年 7月14日
2	史跡	滝山城跡	高月町 2321 番地	多摩部の公園パートナーズ	枯木伐採	令和5年 8月30日
3	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2734番2	元八王子地区町会自治会連合会	工作物設置	令和5年 9月7日

4	史跡	滝山城跡	高月町 2321 番 2	八王子市	枯損木伐採	令和 6 年 2 月 20 日
5	史跡	滝山城跡	高月町 2321 番地	多摩部の公園 パートナーズ	樹木伐採	令和 6 年 2 月 28 日

イ 東京都指定の文化財

(ア) 東京都教育委員会による許可

No.	種別	名称	現状変更に係わる 場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	広園寺境域	山田町 1577	宗教法人廣園 寺	樹木伐根	令和 5 年 4 月 25 日

(イ) 八王子市教育委員会による許可

なし

ウ 八王子市指定の文化財

No.	種別	名称	現状変更に係わる 場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	天然 記念 物	甲州街道の イチョウ並 木	八王子市東浅川町 地先国道 20 号下り 48.8 k 地点	相武国道事務 所日野出張所	伐採及び補植	令和 5 年 9 月 8 日
2	天然 記念 物	甲州街道の イチョウ並 木	八王子市高尾町地 先(20 号上り 50.47 k 付近)	相武国道事務 所日野出張所	伐採及び補植	令和 5 年 10 月 13 日

## (2) 埋蔵文化財包蔵地に係る届出・通知

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合、届出（文化財保護法第 93 条）・通知（文化財保護法第 94 条）をしなければならないと定められている。その届出・通知の受理については、東京都文化財保護条例第 57 条により区市町村文化財担当部局の事務と定められている。令和 5 年度（2023 年度）の届出・通知の受理事務件数は以下のとおりである。

また周知の埋蔵文化財包蔵地について該当の有無の照会を窓口等で受けており、令和 5 年度（2023 年度）の件数は以下のとおりである。

照会件数	届出・通知受理事務件数		
	届出（法第 93 条）	通知（法第 94 条）	計
5,236	356	17	373

### (3) 埋蔵文化財の発掘調査

開発事業者から提出された文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出・通知にともなって、教育委員会では埋蔵文化財の確認調査を行っている。

令和5年度(2023年度)は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する開発面積が3,000㎡未満の開発行為について、国庫補助を得て民間調査機関に委託し確認調査を実施した。当該の確認調査は4件あり、調査日数は4日、調査面積は計72㎡あった。

上記以外の確認調査については、民間開発事業において事業主に重機等の提供をいただき、教育委員会が直接行った調査は6件であった。調査日数は8日、調査面積は計176㎡あった。

公共事業における確認調査は、民間開発事業と同様に、教育委員会指導のもと民間調査機関が行うものと、事業主に重機等の提供をいただき教育委員会で直接行うものがあるが、今年度は前者による調査は0件で、後者による調査は1件あり、調査日数が7日、調査面積は152㎡であった。

#### ア 市調査(国庫補助)

##### (ア) 八王子市No.982 遺跡(大和田町一丁目3-9)

調査面積…16㎡

事業目的…保育園・児童福祉施設

調査期間…令和5年(2023年)6月7日

調査概要…調査対象地は市東部、南西に浅川が流れる

日野台地に位置している。保育園・児童福祉

施設工事に伴う事前調査として、建物建設予

定部分に対して2×4mの試掘坑2か所を設

定した。当該地は南側隣接地より60cm程高くなっており、盛土が施されて

いることが管見でき、この盛土は現地表より140cmあることが確認できた。

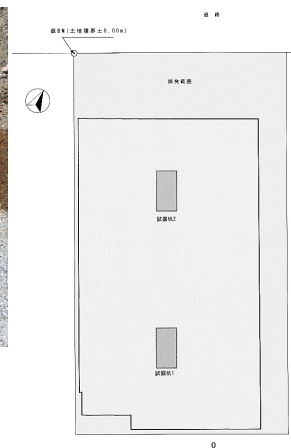
その下の土層は縄文時代の包含層と思われる黒褐色粘質土層・ローム層を確認した。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



(イ) 八王子市No.299 遺跡 (上柚木字十七号 1689 番 1 外)

調査面積…8 m<sup>2</sup>

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 5 年 (2023 年) 11 月 7 日

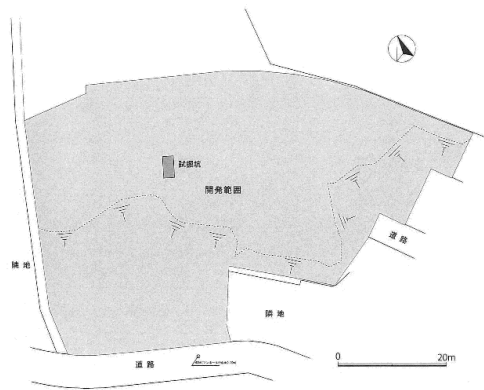
調査概要…調査対象地は市南東部、大栗川左岸の多摩丘陵の南側緩斜面に位置する。宅地造成に伴う事前調査として、切土工事部分に 2×4m の試掘坑 1 か所を設定した。当該地の土層の堆積は、地表から 40 cm~60 cm まで耕作土が厚く堆積し、直下にロームブロックを斑紋状に含むローム漸移層を確認した。遺構の検出は認められなかった。遺物は縄文土器 1 点、土師器 2 点、須恵器 1 点が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



(ウ) 八王子市No.36 遺跡 (上宿遺跡・下恩方町 1282 番 2 外)

調査面積…24 m<sup>2</sup>

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 6 年 (2024 年) 1 月 30 日

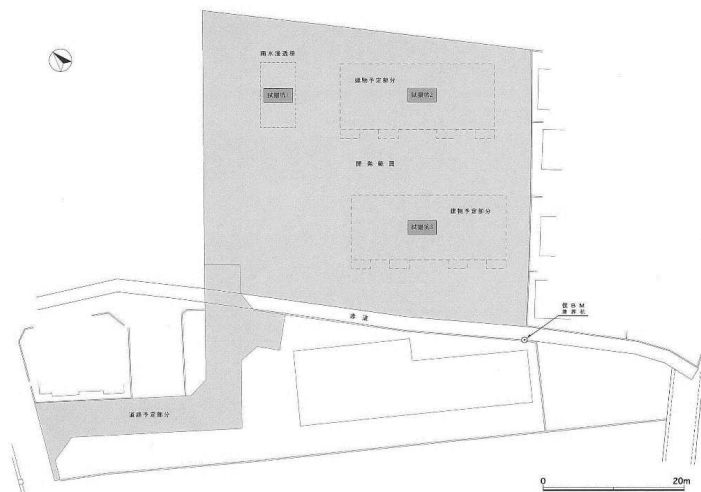
調査概要…調査対象地は市西部、関東山地より派生する恩方丘陵の裾部に位置する。宅地造成に伴う事前調査として、雨水貯留浸透施設および地盤改良を行う建物予定位置に対して 2×4 m の試掘坑 3 か所を設定し、深さは地盤改良予定部まで調査を行った。当該地の土層の堆積は、地表から 30 cm～50 cm で新期テフラ(II Y)層に達し、以下富士黒色土層、ローム漸移層までを確認した。遺構は確認されなかったが、遺物は縄文土器 21 点、石器 1 点、剥片 1 点が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



(エ) 八王子市No.186 遺跡 (中山字七号 800 番 3 外)

調査面積…24 m<sup>2</sup>

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 6 年 (2024 年) 2 月 13 日

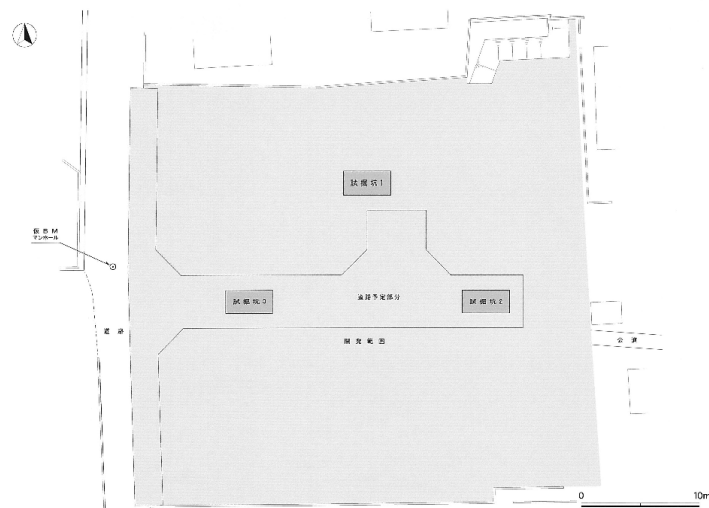
調査概要…調査対象地は市南東部、大栗川の支流中山川によって開析された多摩丘陵の谷戸に位置する。宅地造成に伴う事前調査として、道路と盛土予定部分に対して 2×4m の試掘坑 3 か所を設定した。当該地の土層堆積は、丘陵上部からの流入土の二次堆積が広がっており、地表から 20 cm～30 cm で近世以降の遺物を包含する層に達し、この下に富士黒色土層を確認した。遺構は古代以降の土坑が 1 基確認された。遺物は土坑内から古代以降の石製品 1 点、遺構外から近世以降の煙管 1 点が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



イ 市調査（国庫補助以外）

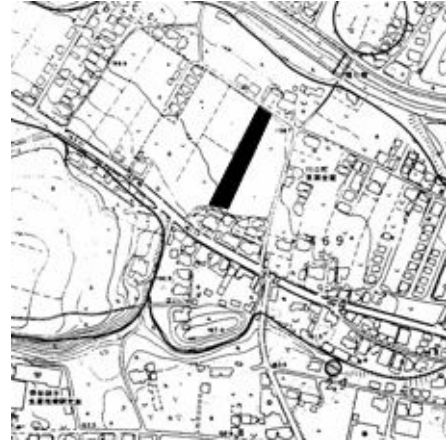
（ア）八王子市No.469 遺跡（川口町 1181 番 1 外）

調査面積…16 m<sup>2</sup>

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 5 年（2023 年）7 月 13 日

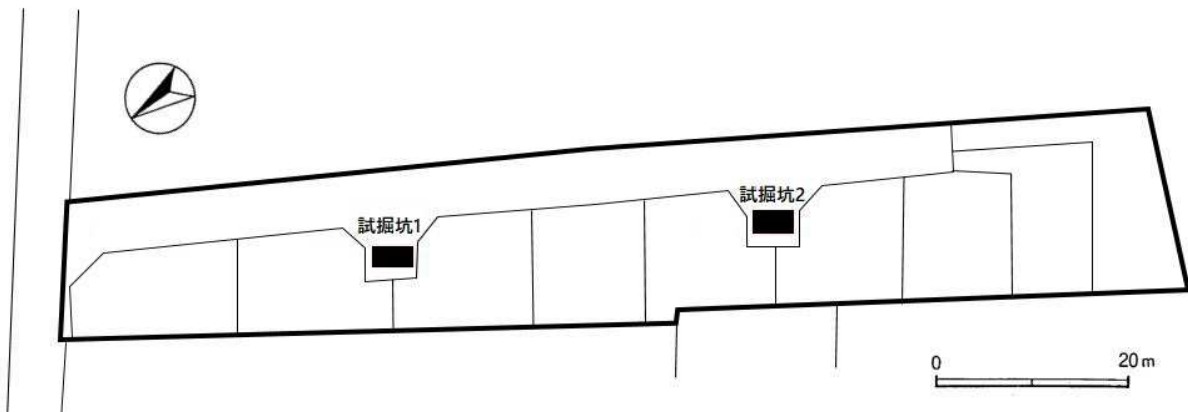
調査概要…調査対象地は市北西部、川口川右岸の河岸段丘上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 2 か所を設定した。当該地の土層の堆積は表土以下富士黒色土層、ローム漸移層の堆積を確認した。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



(イ) 八王子市No.469 遺跡 (川口町 1160 番 3)

調査面積…16 m<sup>2</sup>

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 5 年 (2023 年) 8 月 7 日

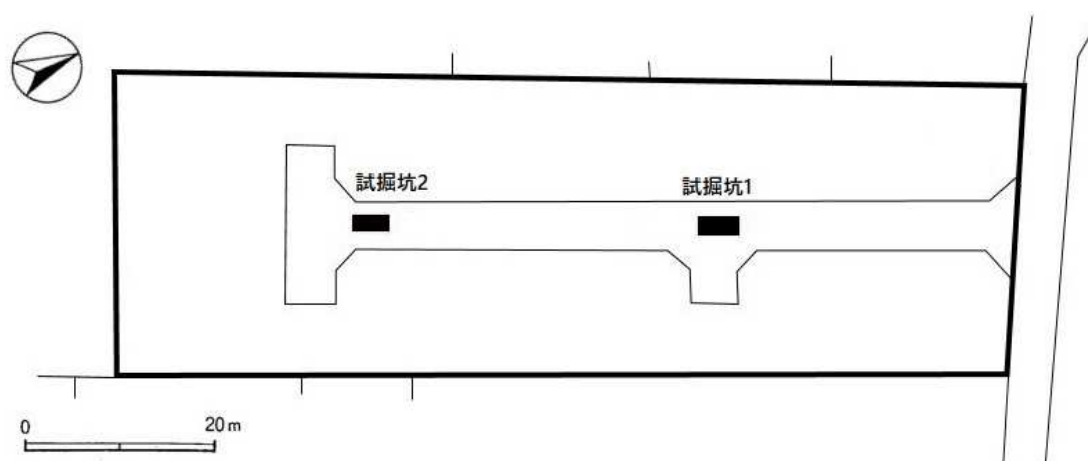
調査概要…調査対象地は市北西部、川口川右岸の河岸段丘上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 2 か所を設定した。当該地の土層は、表土以下富士黒色土及びローム層が確認された。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



(ウ) 八王子市No.1032 遺跡 (大谷町 268 番 6)

調査面積…8 m<sup>2</sup>

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 5 年 (2023 年) 10 月 3 日

調査概要…調査対象地は市北東部、谷地川右岸の加住南丘陵地上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 1 か所を設定した。当該地の土層は、部分的に大きく耕作の影響を受けているものの明褐色土層以下ローム漸移層が確認された。倒木痕は確認されたものの、遺構は確認されなかった。遺物は縄文土器 1 点が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



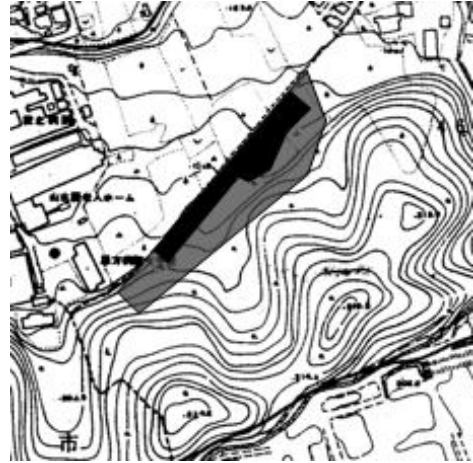
(エ) 八王子市No.46 遺跡 (小田野遺跡・西寺方町 168 番 1 外)

調査面積…112 m<sup>2</sup>

事業目的…駐車場造成

調査期間…令和 5 年 (2023 年) 12 月 19 日・  
22 日

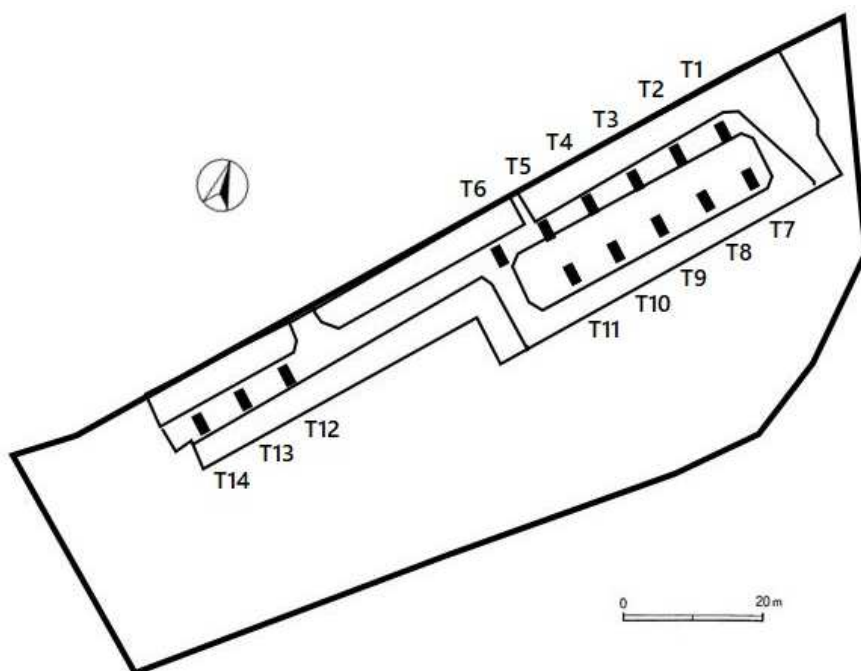
調査概要…調査対象地は市北西部、北浅川右岸の恩方丘陵裾部に位置している。駐車場造成工事に伴う事前調査として、駐車場予定部分に対して2×4mの試掘坑 14 か所を設定した。当該地の土層は表土以下富士黒色土層、ローム層の堆積を確認した。遺構は時期不明の土坑が確認されたものの、遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



(オ) 八王子市No.1032 遺跡 (大谷町 268 番 4)

調査面積…16 m<sup>2</sup>

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 6 年 (2024 年) 1 月 22 日

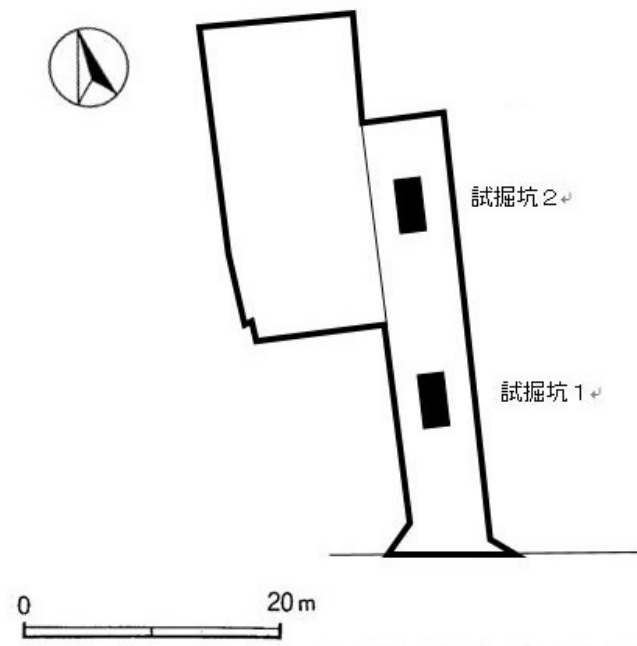
調査概要…調査対象地は市北東部、谷地川右岸の加住南丘陵地上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2 × 4m の試掘坑 2 か所を設定した。当該地の土層は、表土以下富士黒色土、ローム層が確認された。遺構は検出されなかった。遺物は縄文土器 1 点が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



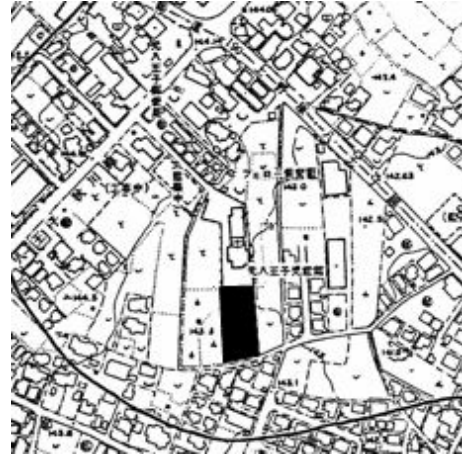
(カ) 八王子市No.80 遺跡 (叶谷遺跡・大楽寺町 497 番)

調査面積…8 m<sup>2</sup>

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 6 年 (2024 年) 3 月 11 日

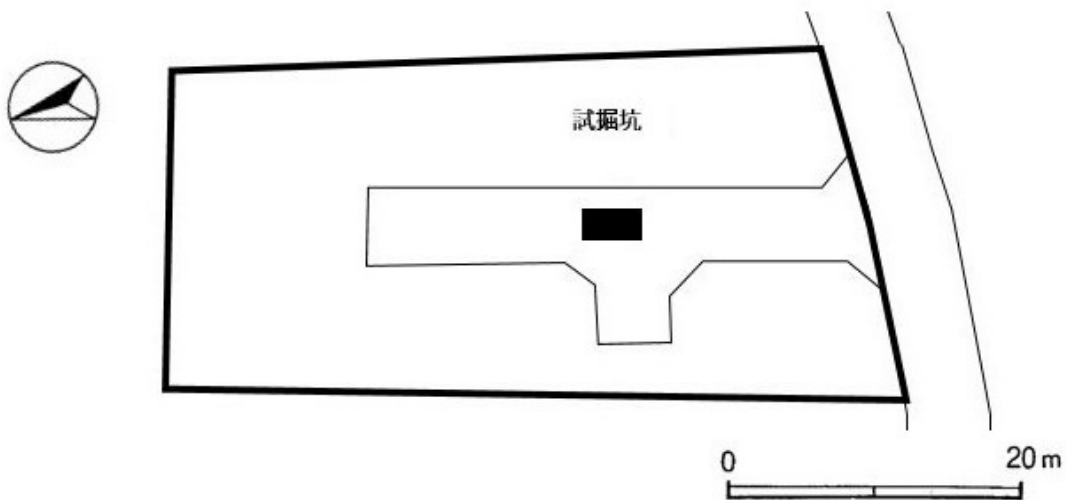
調査概要…調査対象地は市中央部、北浅川と北浅川支流の大沢川にはさまれた沖積地上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 1 か所を設定した。当該地の土層は、表土下に 3 cm～5 cm 大の礫を含む暗褐色土層が堆積し、70 cm の深さで礫層に達し、縄文時代から平安時代などの遺構や遺物が包含する富士黒色土層などは見られなかった。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



## ウ 市調査（公共事業）

### （ア）八王子市No.177 遺跡（北野町地内）

調査面積…100 m<sup>2</sup>

事業目的…道路築造

調査期間…令和6年（2024年）2月27日・29日

調査概要…調査対象地は市中央部南側、小比企丘陵斜面地及び裾部に位置する。道路築造に伴う事前調査として2×2mの試掘坑25か所を設定した。

遺構は縄文時代の住居跡1軒が検出された。遺物は、縄文時代前期の土器、中期の加曾利E式土器などが出土した。



調査地全景



試掘坑全景

## エ 立会調査

令和5年度（2023年度）における立会い調査は民間開発によるものは156件、公共事業によるものは9件であった。本年度の遺構・遺物の検出は、民間開発で遺物が5件、縄文土器片、土師器片、近世の陶器碗・灯明受皿が出土した。

## オ 本発掘調査

令和5年度（2023年度）における八王子市の本発掘調査は1件あった。八王子市教育委員会指導のもとに民間調査機関が調査を行っている。

### （ア）十内入上原遺跡

（八王子市No.18 遺跡・上川町 2817 番地先 外）

調査面積…2039.7 m<sup>2</sup>

開 発 者…川口土地区画整理組合

事業目的…区画整理事業

調査期間…令和5年（2023年）9月1日～

令和6年（2024年）3月15日



調査概要…市北西部、川口川右岸に形成された川口丘陵上に位置している。今回の調査では、縄文時代中期の住居跡 23 軒、敷石住居跡 1 軒、集石土坑、陥穴状土坑、柱穴列が検出された。遺物は縄文土器・石器・土製品などが確認された。



SI03 号住居跡遺物出土状況



SI22 号住居跡と石囲炉

#### (4) 遺物受入数量

##### ア 本発掘調査

今年度は本発掘調査による遺物受入は 0 件であった。

##### イ 試掘・確認調査

遺跡名	所在地	遺物の内容	数量
八王子市No.299 遺跡	上柚木字十七号 1689 番 1 外	縄文時代の土器、平安時代の土師器、須恵器	1
上宿（恩方地区No.5）遺跡 （八王子市No.36 遺跡）	下恩方町 1282 番 2 外	縄文時代の土器、石器	1
八王子市No.186 遺跡	八王子市中山字七号 800 番 3 外	古代以降の石製品、近世以降の煙管	1
国史跡八王子城跡	元八王子町三丁目 2734 番 2	戦国時代の磁器、陶器、土器	1
合 計			4

数量はテン箱数。1 箱は原則 40×60×15 cm のテン箱で換算。

(5) 確認・調査一覧

No.	所在地または住所	遺跡No.及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
		No.	遺跡名					遺構	遺物
1	大和田町一丁目 3番9	982	—	保育園・ 児童福祉 施設	令和5年 6月7日	1	16㎡	なし	なし
2	上柚木字十七号 1689番1外	299	—	宅地 造成	令和5年 11月7日	1	8㎡	なし	縄文土器、 土師器、 須恵器
3	下恩方町1282番2 外	36	上宿	宅地 造成	令和6年 1月30日	1	24㎡	なし	縄文土器、 石器、剥片
4	中山字七号800番 3外	186	—	宅地 造成	令和6年 2月13日	1	24㎡	土坑	石製品、 煙管

ア 市調査（国庫補助）

イ 市調査（国庫補助以外）

No.	所在地または住所	遺跡No.及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
		No.	遺跡名					遺構	遺物
1	川口町1181番1外	469	—	宅地 造成	令和5年 7月13日	1	16㎡	なし	なし
2	川口町1160番3	469	—	宅地 造成	令和5年 8月7日	1	16㎡	なし	なし
3	大谷町268番6	1032	—	宅地 造成	令和5年 10月3日	1	8㎡	なし	縄文土器
4	西寺方町168番1 外	46	小田野	宅地 造成	令和5年12 月19・22日	2	112㎡	土坑	なし
5	大谷町268番4	1032	—	駐車 場造 成	令和6年 1月22日	1	16㎡	なし	縄文土器
6	大楽寺町497番	80	叶谷	宅地 造成	令和6年 3月11日	1	8	なし	なし

ウ 市調査（公共事業）

No.	所在地または住所	遺跡No.及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
		No.	遺跡名					遺構	遺物
1	北野町地内	177	—	道路 築造	令和6年 2月27・29日	2	100㎡	縄文時代の 住居跡	縄文土器

## (6) 指定文化財の保存修理に対する補助

市指定文化財を良好な状態で保つことができるよう以下の事業に対し補助金を交付した。

### ア 八王子市指定有形文化財「山車」「神輿」等

#### (ア) 八王子市指定有形文化財山車保管庫地代補助事業

- a 内 容 市指定有形文化財である山車を保管する保管庫の地代に対する補助。
- b 事業費 1,436,412 円
- c 補助金 1,127,000 円

#### (イ) 多賀神社神輿保存伝承事業

- a 内 容 市指定文化財である多賀神社神輿の保存・管理に対する補助。
- b 事業費 180,000 円
- c 補助金 100,000 円

#### (ウ) 本町連合町会 山車大屋根・彫刻背板塗装修復事業

- a 内 容 山車の大屋根は垂木に 20 ヶ所以上の亀裂、心木の繋ぎも 25 ヶ所以上開いているなど、破損個所が多かったため、補修・補強を行った。また、山車彫刻の背板は塗料が剥がれ下地が露出していたため、塗装修復を行った。
- b 事業費 1,901,000 円
- c 補助金 1,520,000 円

#### (エ) 中町山車屋根貫板修繕工事事業

- a 内 容 山車の屋根に設置している屋根方が屋根に上る時に使用する貫板が傷んでおり、屋根方が乗った際に危険が生じる恐れがあったため、板を交換改修した。
- b 事業費 264,000 円
- c 補助金 211,000 円

### イ その他文化財補助事業

#### (ア) 八王子消防記念会(木遣)半纏新調事業

- a 内 容 木遣を行う時の正装である半纏を新調した。
- b 事業費 369,600 円
- c 補助金 270,000 円

#### (イ) 狭間の獅子舞 軍配及び軍配のレプリカ収納箱の製作事業

- a 内 容 軍配及び軍配レプリカ(令和3年度(2021年度)作製)の収納箱が無く、運搬時に破損の恐れがあったため、収納箱を作製した。
- b 事業費 550,000 円
- c 補助金 440,000 円

(ウ) 八王子車人形保存伝承事業

a 内 容 後継者の育成や技芸錬磨等。

b 事業費 1,161,051 円

c 補助金 250,000 円

(エ) 東京都指定無形文化財説経浄瑠璃保存伝承事業

a 内 容 後継者の育成や技芸錬磨等。

b 事業費 290,719 円

c 補助金 80,000 円

(7) 指定文化財の管理に対する補助

市指定文化財の管理者等に対して、文化財管理公開謝礼金を支給した。

支給件数 83 件

支給額計 1,320,000 円

## (8) 指定文化財等に関連する調査

市の無形民俗文化財に指定されている「獅子舞」や、市指定有形文化財「山車」が運行し、日本遺産の構成文化財にもなっている「八王子まつり」について、祭礼で奉納される獅子舞の演目や、八王子まつりを行うにあたっての準備から当日までの流れや、八王子まつりの歴史を調査した。

### ア 八王子まつり

上地区の鎮守多賀神社、下地区の鎮守八幡八雲神社の例大祭（以下、上の祭り、下の祭り）として実施されていた祭礼が、市民祭として始まった八王子まつりと共に、どのように変容して現在の形になってきたのか、各神社の祭礼としての伝統的な形がどう残されているか現状把握調査を行った。

本調査は法政大学社会学部武田教授と共同で実施し、大学の調査では、現代のまつりとしての八王子まつりの実施状況、運営組織等について調査を行った。

令和5年度（2023年度）は上の祭りについて調査した。

### 八王子まつり法政大学共同調査スケジュール【令和5年度(2023年度)実施状況】

日時		調査内容	会場等
令和5年	6月13日（火）	相原先生講義（法政大学社会調査実習）	法政大学
	6月20日（火）	八王子まつり実行委員会聞取り	ふれあい財団事務局
	7月9日（日）	八幡町一・二丁目清掃・山車人形立上げ練習	大学・町会顔合わせ
	7月11日（火）	町会長・町会関係者からの聞取り（追分町、八幡町一・二丁目）	本庁、靴のマルタカ
	7月17日（月）	多賀神社神輿洗い実施状況記録・確認【文化財課】	多賀神社
	7月30日（日）	追分町祭礼準備、清掃等へ学生の参加 学生が清掃・準備の手伝い後、町会関係者から聞取り	追分町会館 他
	8月3日（木）	八幡町一・二丁目山車出庫記録【文化財課】	
	8月4日（金）	学生の八王子まつり準備手伝い、実施状況記録、山車・神酒所の準備手伝い、宵宮等の確認	各町会
	8月5日（土）	多賀神社例大祭・神幸祭 実施状況記録 山車巡行・八王子まつり実施状況記録	

	8月6日(日)	多賀神社千貫神輿担ぎ渡御確認 八王子まつり実施状況記録 山車巡行・還幸祭実施状況記録	
	8月7日(月)	山車入庫(追分町)記録【文化財課】	
	11月16日(木)	八幡町一・二丁目町会 追加聞き取り調査	八幡町一・二丁目会館
	11月17日(金)	多賀睦小島氏聞き取り調査【文化財課】	本庁
	12月3日(日)	追分町会 追加聞き取り調査	追分町会館
	12月6日(水)	氏子頭吉水氏聞き取り調査【文化財課】	吉水邸
	12月20日(水)	多賀神社宮司聞き取り調査【文化財課】	本庁
令和6年	2月17日(土)	成果発表会(法政大学学生)	クリエイトホール

#### イ 獅子舞の確認

市指定の無形民俗文化財である獅子舞の奉納の確認を行った。

#### 獅子舞確認調査スケジュール【令和5年度(2023年度)実施状況】

日時		無形民俗文化財	確認場所
令和5年	4月9日(日)	山入の簞獅子舞	日枝神社(美山町)
	8月13日(日)	小津の獅子舞	熊野神社(小津町)
	8月19日(土)	氷川神社の獅子舞	熊野神社(東浅川町)
	8月20日(日)	氷川神社の獅子舞	高尾山口駅前大通り～氷川神社(高尾町)
	8月20日(日)	狭間の獅子舞	狭間町会館前～御嶽神社(狭間町)
	8月27日(日)	田守神社の獅子舞	田守神社(上川町)
	9月16日(土)	石川町龍頭の舞	御嶽神社(石川町)
	9月17日(日)	石川町龍頭の舞	西蓮寺(石川町)

※今熊神社の獅子舞は、令和5年度(2023年度)の奉納を中止したため、確認調査は実施しなかった。

## (9) 文化財の防災対策

1月26日は文化財保護法制定の契機となった法隆寺金堂の炎上・壁面の焼損が起きた日である。昭和30年(1955年)に、文化財保護委員会(現在の文化庁)と国家消防本部(現在の消防庁)が1月26日を「文化財防火デー」と定め、以降毎年、全国的に文化財防火運動を展開している。これに合わせて本市においても文化財の防火について以下の取組を実施した。

### ア 指定文化財の管理者へ防火対策依頼

文化庁の「第70回文化財防火デー」の実施通知に基づき、八王子市指定文化財の管理者・所有者に文化財防火デーの開催要項、対策依頼文を郵送し、文化財の防火について依頼を行った。

### イ 防災訓練への立会

八王子消防署が文化財所有者と合同で実施する防災訓練に文化財課職員が立ち会った。

(ア) 永林寺 令和6年(2024年)1月25日(木)

(イ) 安養寺 令和6年(2024年)1月26日(金)



安養寺での訓練風景



永林寺での訓練風景

### ウ 広報はちおうじでの周知

市の広報誌「広報はちおうじ」1月15日号にて、文化財防火デーの紹介を行い、市民への文化財防火デーの周知を図った。

### エ パネル展「みんなで守ろう文化財！」の開催

(ア) 開催期間 令和6年(2024年)1月24日(水)から26日(金)

(イ) 会場 八王子駅南口総合事務所 多目的スペース

### オ 桑都日本遺産センター 八王子博物館におけるミニ展示の実施

(ア) 開催期間 令和6年(2024年)1月23日(火)から25日(木)、28日(日)、29日(月)

(イ) 会場 桑都日本遺産センター 八王子博物館

## 5 史跡の整備・公開

### (1) 八王子城跡御主殿発掘調査

平成 25 年度（2013 年度）に御主殿の発掘調査を行い、庭園の中に池跡があることが確認された。それから 7 年後の令和 2 年度（2020 年度）に御主殿西側部の発掘調査を行い、囲炉裏状の遺構を内部にもつ礎石建物跡、敷石状遺構などの遺構、明（中国）から輸入された磁器、国産の陶器、鉄砲弾や銭貨、半鐘片などが出土し、御主殿で新たな成果が確認された。翌年度も、令和 2 年度（2020 年度）調査部分の南側、平成 4 年度（1992 年度）調査部分の西側を調査し、平成 4 年度（1992 年度）に確認された道路状遺構（SS05）が続いていることを確認した。遺物は明（中国）から輸入された磁器、国産の陶器、銭貨などが出土した。

令和 5 年度（2023 年度）は、令和 3 年度（2021 年度）の西側と北側隣接地の調査を行った。これまで道路状遺構（SS05）の側溝の可能性のある敷石水路（SJ04）は今回の調査で南側に折れ曲がることを確認した。今回の調査で新たに敷石遺構（SS13）を確認したが、この遺構の全体の確認には至らなかった。遺物は明（中国）から輸入された磁器の皿、蓋、瀬戸・美濃産の鉄釉皿、天目碗、播鉢、常滑産の甕などが出土している。

調査期間：令和 5 年（2023 年）11 月 27 日から 12 月 21 日まで

調査面積：27 m<sup>2</sup>



調査地全景写真



敷石遺構写真（東から）



出土遺物（磁器）



出土遺物（陶器）

## (2) 史跡の公有地化

文化財課では、昭和 52 年(1977 年)から継続的に八王子城跡内の公有地化を進めている。現在でも平成 30 年(2018 年)2 月に策定された「国史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画書」において、八王子城跡の本質的価値の保存、継承及び向上を目的に史跡区域内の土地の公有地化とその活用を事業計画に定めていることから、当該計画に基づいて用地取得を進めている。

初めて用地取得を行った昭和 52 年(1977 年)から令和 4 年度(2022 年度)の取得分を含めると、186,742.98 m<sup>2</sup>を公有地化している。

令和 5 年度(2023 年度)については用地取得を実施しなかったが、今後も史跡としての価値、公有地としての整備・活用の両面から重要性を判断し、継続的に公有地化を進めていく。

八王子城跡 史跡指定面積 1,598,692.27 m<sup>2</sup> 公有化率 11.68%

年度	公有化面積(m <sup>2</sup> )	年度	公有化面積(m <sup>2</sup> )	年度	公有化面積(m <sup>2</sup> )
昭和 52	473.70	2	1,807.01	14	318.91
53	1,989.37	3	10,078.93	16	869.44
54	2,762.81	4	2,859.72	21	644.59
55	3,887.00	5	3,050.07	22	668.42
56	2,149.81	6	832.00	23	515.35
57	955.34	7	1,346.00	25	192.95
58	13,376.26	8	4,604.41	29	322.19
59	8,953.49	9	15,487.15	30	686.03
60	4,342.06	10	8995.75	令和元	9,073.66
61	6,893.01	11	14,519.30	2	17,125.00
62	4,565.38	12	1,330.95	3	6,965.08
平成元	20,074.76	13	627.89	4	13,400.00
公有化面積 計					186,742.98

### (3) 八王子城跡整備活用

#### ア 八王子城跡オフィシャルガイド

八王子城跡オフィシャルガイドは、国指定史跡である八王子城跡について来訪者に城の概要や魅力を知ってもらうことを目的に、現地で案内を行っている。平成21年(2009年)4月より活動を開始し、令和5年度(2023年度)は活動15年目を迎える。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年(2020年)3月から令和4年(2022年)10月15日の期間はガイド活動の休止と再開を状況に応じて行っていたが、以降は新型コロナウイルス感染対策を実施して活動を継続した。令和5年(2023年)5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行後は平常通りに活動している。

#### (ア) 八王子城跡オフィシャルガイドの体制

令和5年度(2023年度)は23名が更新、新規ガイドが3名加入し26名体制でスタートし、7月に1名退任された。(前年度は25名)

#### (イ) 活動について

ガイドボランティアの活動は、現地で待機している曜日替わりのガイドが八王子城跡に訪れた希望者に対して城の概要を説明し、見どころを案内している。案内ルートは管理棟から御主殿へ至る整備されたエリアとしている。

#### (ウ) 新規募集

令和5年度(2023年)は八王子城跡オフィシャルガイドの制度開始から6回目となる、新規募集を令和5年(2023年)10月10日～令和5年(2023年)11月10日の期間で行ったが、応募者はいなかった。



(エ) 活動の実績

令和5年度(2023年度)の活動の実績は下表のとおりである。

月	実施日数	案内人数	ボランティア参加人数 (延べ人数)
4月	29	304	77
5月	31	298	86
6月	29	229	87
7月	31	300	96
8月	30	169	90
9月	30	208	86
10月	31	327	84
11月	29	355	86
12月	28	220	93
1月	26	164	79
2月	24	127	66
3月	30	253	87
合計	348	2,954	1,017

(オ) 八王子城跡ガイドボランティア研修

令和5年度(2023年度)の合同研修は神奈川県小田原市に赴き、国史跡小田原城総構及び国史跡石垣山城を見学した。

a 日程 令和6年(2024年)1月12日(金)

b 見学地 国史跡小田原城 総構、国史跡石垣山城

c 参加者 八王子城跡ガイド15名、文化財課職員5名

イ 子ども手作り甲冑教室

未来を担う子どもたちに、八王子の名の由来と深くかかわりのある八王子城と、その築城者であり戦国時代の八王子を治めていた北条氏照について興味をもち、郷土の歴史や文化に愛着をもってもらうため、市内の小学生とその保護者を対象に甲冑作りの教室を開催した。本事業は特定非営利活動法人八王子城跡三ッ鱗会に業務を委託して実施している。

(ア) 日時

令和5年(2023年)8月12日(土)9時00分~15時00分

令和5年(2023年)8月13日(日)9時00分~15時00分

(イ) 会場

八王子城跡ガイダンス施設

(ウ) 参加人数

16組 33名

ウ 小田原北条氏誕生五百年記念 姉妹都市御城印

令和5年(2023年)は、小田原北条氏二代目当主の氏綱による「伊勢」から「北条」への改姓(改称)、すなわち小田原北条氏の誕生500年の年であるとして、これを記念し、小田原北条氏の繋がりを基に姉妹都市盟約を結ぶ八王子市・小田原市・寄居町の三自治体による協働事業として、姉妹都市御城印を作成・販売した。

姉妹都市御城印は「八王子城」、「小田原城」、「鉢形城」の3種類で構成され、「八王子城」は2,000枚作成し、桑都日本遺産センター八王子博物館で常設販売したほか、日本遺産フェスティバル・お城EXP02023等のイベントにおいて300円で販売を行った。また、「小田原城」は小田原市、「鉢形城」は寄居町でそれぞれ販売した。また、三枚の御城印を並べて飾ることのできる台紙のデータ(2種類)をホームページ上で公開した。

【2種類の台紙に収めた状態の姉妹都市御城印】



## 6 文化財の活用

### (1) 民俗芸能

#### ア 第19回八王子車人形と民俗芸能の公演

民俗芸能の普及と、貴重な文化財を市民全体で保存・継承する意識づくりの機会として、国指定重要無形民俗文化財「八王子車人形」、東京都指定無形文化財「説経節(説経浄瑠璃)」、八王子市指定無形民俗文化財「獅子舞」・「木遣」など、市内の民俗芸能の公演を毎年開催している。

- (ア) 主 管 八王子指定文化財芸能団体協議会  
(イ) 日 時 令和6年(2024年)3月23日(土)  
開場:13時00分 開演:14時00分  
(ウ) 会 場 南大沢文化会館  
(エ) 舞 台 演 目 一、石川町龍頭の舞 摺り違いの舞  
二、今熊神社の獅子舞 中庭・終庭の舞  
(一ツ返り、二ツ返り、早打かけ、歌の切り、雌獅子隠し)  
三、八王子車人形西川古柳座・説経節の会  
東海道中膝栗毛「赤坂並木より卵塔場の段」  
(オ) ロビー展示 田守神社獅子舞保存会、狭間獅子舞保存会、小津獅子舞太刀保存会、  
美山町髭獅子舞保存会、四谷町龍頭の舞保存会、説経節の会、  
氷川神社獅子舞保存会、八王子車人形西川古柳座、八王子消防記念会  
(カ) 参 加 者 397人



石川町龍頭の舞



今熊神社の獅子舞



八王子車人形

## イ 伝統文化ふれあい事業

伝統文化ふれあい事業実行委員会が主催している「伝統文化ふれあい事業」について、文化財課では以下の講座を担当した。

### (ア) 説経節体験・発表講座～三味線・語り～

東京都指定無形文化財の説経節（説経浄瑠璃）について、受講生に三味線や語りを経験してもらい、発表会を行うことによって、伝統芸能を身近に感じ、保存伝承についての理解を深めるため、開催した。この事業の事務局は、八王子市学園都市ふれあい財団と共同で担当した。

#### a 日時・会場

##### 【ガイダンス・稽古】

令和5年（2023年）

7月16日（日）9時30分から11時30分

7月23日（日）9時30分から11時30分

7月30日（日）9時30分から11時30分

8月13日（日）9時30分から11時30分

9月3日（日）9時30分から11時30分

9月10日（日）9時30分から11時30分

9月24日（日）9時30分から11時30分

10月1日（日）18時30分から20時30分

10月25日（水）18時30分から20時30分

会場はすべて いちようホール練習室

##### 【リハーサル】

10月28日（土）14時30分から21時00分 学園都市センター イベントホール

##### 【発表会】

10月29日（日）9時30分から16時00分（開演13時30分）

学園都市センター イベントホール

b 講師 説経節の会（薩摩津賀太夫、薩摩花太夫、薩摩桃太夫、薩摩久太夫、京屋裕、京屋巧、薩摩宏太夫〔敬称略〕）

c 内容 演目：信太妻 葛の葉二度の子別れの段

d 受講者 一般 10名

e 発表会鑑賞者 133名



練習風景



発表会

(イ) 木遣

- a 日時・会場 令和6年(2024年)2月22日(木) 19時00分から21時00分  
善能寺太子堂
- b 講師 八王子消防記念会
- c 内容 木遣の練習風景の見学
- d 受講者 4名



練習風景

(ウ) 獅子舞

- a 日時・会場 令和6年(2024年)3月10日(日) 14時00分から16時00分  
桑都テラス
- b 講師 氷川神社獅子舞保存会
- c 内容 獅子舞の道具や舞の解説など
- d 受講者 22名



解説風景

## (2) 文化財見て歩き

### ア 「家康と八王子」

桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）の企画展「家康と八王子」を見学した後、関係の深い地を、文化財課学芸員が案内しながら市民と歩くことで、戦国末期から江戸時代にかけての八王子の歴史について理解してもらうことを目的として開催した。

(ア) 日 時 令和5年(2023年)5月20日(土)

A班…9時00分から12時00分

B班…9時30分から12時30分

C班…10時00分から13時00分

(イ) 講 師 文化財課学芸員 石垣・堀部・阿部

(ウ) 場 所 JR八王子駅南口(集合) → はちはく → 本立寺 → 念仏院 → 金剛院 → 産千代稲荷神社 → 信松院(解散)

(エ) 参加者 37名(A班14名、B班12名、C班11名)

(オ) アンケート満足度

満足95%(大変満足18名、満足15名、普通2名)

不満・未回答5%(やや不満1名、不満0名、アンケート未回答1名)

### イ 「滝山城跡を歩く」

国指定史跡である「滝山城跡」は戦国時代の関東を代表する山城跡であり、八王子を知るうえで重要な文化財である。滝山城跡を文化財課学芸員が案内しながら市民と歩くことで、八王子の中世の歴史を広く理解してもらうことを目的として開催した。

(ア) 日 時 令和5年(2023年)11月25日(土)

A班…9時00分から11時15分

B班…9時30分から11時30分

C班…10時00分から12時00分

(イ) 講 師 文化財課学芸員 村山・橋本・堀部

(ウ) 場 所 滝山城跡

(エ) 参加者 42名(A班11名、B班20名、C班11名)

(オ) アンケート満足度

満足88%(大変満足19名、満足17名、普通1名)

不満・未回答12%(やや不満0名、不満0名、アンケート未回答5名)

### (3) その他展示・講座

#### ア 展示

(ア) 企画展「家康と八王子」、同時開催 大河ドラマ「どうする家康」パネル展

八王子は徳川家康の領地であることから、家康と八王子の関わりをテーマに、武蔵国多摩郡平村東照大権現再建図版木や伝大久保石見守長安座像の展示を行った。

a 開催日 令和5年(2023年)4月8日(土)から5月28日(日)

(パネル展は令和5年(2023年)4月25日(火)から5月8日(月))

b 場所 桑都日本遺産センター 八王子博物館

c 入館料 無料

d 展示資料 青花皿、伊予札、小柄、桑都日記「平村宝器」(複製)、火消道具の鎌、日光山志、千人同心の火事場装束など



展示風景

(イ) コーナー展「はちおうじ物語」の原始・古代 -東京文化財ウィーク関連展示-

東京都教育委員会が主催する「東京文化財ウィーク」に併せ、本市でも都指定有形文化財宇津木向原遺跡方形周溝墓からの出土品を展示した。また同時に市内の船田石器時代遺跡や北大谷古墳の出土品なども展示した。

a 開催日 令和5年(2023年)10月7日(土)から12月17日(日)

b 場所 桑都日本遺産センター 八王子博物館

c 入館料 無料

d 展示資料 縄文土器、弥生土器、ガラス玉、土製品、瓦など



#### イ 歴史講座

(ア) 歴史を楽しむ 第七回講演「八王子城から八王子町へ」

毎年6月に特定非営利活動法人八王子城跡三ッ鱗会が実施している八王子城跡に関する講演を行った。

a 開催日 令和5年(2023年)6月10日(土)

b 会場 八王子城跡ガイダンス施設

c 講師 文化財課学芸員 石垣

d 参加人数 40人

(イ) 帝京大学総合博物館ミュージアムセミナー

「海」から読みとく歴史世界 第4回「八王子城跡からみる海外世界とのつながり」

八王子城跡から出土した遺物から海外世界とのつながりを見る。

- a 開催日 令和5年(2023年)12月23日(土)
- b 会場 帝京大学八王子キャンパス ソラティオスクエア地下1階5011教室
- c 講師 文化財課学芸員 村山
- d 参加人数 121人

(ウ) 市民自由講座「八王子城から八王子町へ」

八王子城落城から新しい町づくりをテーマとする講座を開催した。

- a 開催日 令和6年(2024年)1月13日(土)
- b 会場 生涯学習センタークリエイティブホール(5階ホール)
- c 講師 文化財課学芸員 石垣
- d 参加人数 103人

ウ 体験講座

(ア) 体験学習「まが玉づくり」

まが玉づくりを通して、八王子の原始・古代の理解を深める講座を開催した。

- a 開催日 令和5年(2023年)10月21日(土)
- b 会場 桑都日本遺産センター 八王子博物館(はちはく)
- c 講師 文化財課学芸員 阿部・河津  
郷土資料館学芸員 矢田
- d 参加人数 18人

#### (4) 北海道白糠町小学生交流事業

北海道白糠町小学生交流事業は、平成 11 年度（1999 年度）に北海道白糠町が「ふるさと教育」の推進のために千人同心ゆかりの地である八王子市へ小学生を派遣したのが始まりである。その後、隔年で白糠町と八王子市を交互に訪問し交流を行っており、令和 5 年度（2023 年度）で 25 回目（令和 2 年度（2020 年度）から令和 4 年度（2022 年度）の第 22 回、第 23 回、第 24 回は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）を迎えた。本事業は令和 4 年度（2022 年度）から文化財課の所管事業となった。

##### 令和 5 年度（2023 年度）北海道白糠町小学生交流事業

- ア 開催日 令和 5 年（2023 年）8 月 2 日から 8 月 5 日 3 泊 4 日
- イ 開催地 北海道白糠町
- ウ 参加者 八王子市小学 5・6 年生 15 名、白糠町小学 5・6・7 年生 10 名
- エ 交流内容 アイヌ文化体験、川遊び、カヌー体験、キャンプファイヤーなど



## (5) 資料の利用申請

文化財の普及や魅力を発信するため、以下について撮影の利用申請を許可した。

撮影日	撮影場所	目的
令和5年 4月19日	八王子城跡	テレビ番組撮影
6月29日	八王子城跡	テレビ番組撮影
10月29日	八王子城跡	SNS 動画撮影
11月16日	八王子城跡、 千人同心屋敷跡記念碑	Web サイト掲載
11月19日	八王子城跡	Web サイト掲載
令和6年 2月19日 3月12日	小仏関跡	テレビ番組撮影

## 7 日本遺産

### (1) 桑都日本遺産センター 八王子博物館（愛称：はちはく）

#### ア 利用状況

開館日数 351 日

入館者数 54,477 人

#### イ 事業実績（小規模な企画展は入館・参加者数をカッコ書きとし、合計に含めない）

事業名	事業内容	開催期間	入館・参加者数	
企画展	昭和のこどもたち	4月1日～4月10日	1,153	
	家康と八王子	4月15日～5月28日	5,936	
	※NHK首都圏局西東京営業所主催『NHK大河ドラマ「どうする家康」パネル展』同時開催(展示協力)	4月25日～5月8日	(2,635)	
	京王線と八王子 ー京王電鉄開業110周年記念ー	6月3日～7月17日	6,015	
	八王子と苦小牧～千人同心がつかないだ絆～	7月22日～10月1日	13,648	
	【コーナー展】戦時下のこどもたち	7月22日～10月1日	(13,648)	
	桑都はちおうじ絵巻	10月7日～12月17日	12,618	
	【コーナー展】はちおうじ物語(原始・古代編)ー東京文化財ウィーク関連展示ー	10月7日～12月17日	(12,618)	
	はちはくでお正月	12月23日～1月28日	4,995	
	未来への贈り物 ～令和4年度寄贈資料展～	2月3日～3月24日	7,344	
	計		51,709	
講座・ 展示解説	戦争関連講座①「八王子空襲の体験談を聞く」	8月11日	28	
	戦争関連講座②「戦争体験を聞く」	8月13日	13	
	「養蚕農家さんのお話を聞こう！」	8月20日 (午前・午後各1回開催)	64	
	姉妹都市盟約締結50周年記念事業(苦小牧市) 「八王子のまちの歴史と千人同心」	8月27日	37	
	お寺の学校文化講座「八王子とお十夜の歴史」	10月21日	30	
		「養蚕農家さんのお話を聞こう！」	11月4日	26
	日本遺産 フェスティバル 関連イベント	学芸員による展示解説(企画展「桑都はちおうじ絵巻」)	11月4・5日	31
		メカイ作り実演	11月5日	20
		生涯学習センター南大沢分館主催市民自由講座「鎌倉武士たちの足跡～八王子市内の伝承地紹介～」	11月23日	56
		ワークショップ「はちはくで車人形をしてみよう！」	1月6日	70
		日本遺産の日関連ミニ公演「八王子車人形をしてみよう！」	2月12日	54
		日本遺産の日 in はちはく イベント「はちはくで木遣を聴こう！」	2月12日	21
		市民自由講座(南大沢分館)「生糸貿易と『絹の道』～桑の都八王子と鑓水商人～」	3月21日	55
	計		505	

ウ 教育支援事業実施状況

(ア) 総合的な学習の受け入れ 12校 780人

(イ) その他教育連携等

No.	実施日	学校名等	内容
1	5月16日	東京造形大学	八王子影絵プロジェクト
2	6月10日	帝京大学・帝京大学総合博物館	絹の道周辺調査
3	8月3～7日	法政大学	八王子まつり調査
4	8月3・8日	第七小学校(教諭1名)	「東京都公立学校中堅教諭資質向上研修Ⅰ」受入
5	8月8日	日光市「日光学・わがまちきらり発見隊」	姉妹都市交流事業(はちはく等案内・見学)
6	9月9日	東浅川小学校(児童及び保護者)	「夏楽校」(戦争関連資料の展示及びボランティアの体験談)
7	9月15日	中山小学校(児童及び保護者)	学校公開・公開授業(中山白山神社の歴史・昔の道具)
8	10月14日	帝京大学経済学部観光経営学科	はちはく見学(授業協力)
9	10月24～31日	拓殖大学工学部デザイン学科コミュニティデザイン	はちはくオリジナルグッズ考案(1年生向け授業課題)協力
10	11月4・5日	八王子織物工業組合	「千百年を紡ぐ八王子織物展」への資料提供等
11	11月11日	帝京大学文学部日本文化学科	はちはく・絹の道資料館見学(服飾関連授業協力)
12	11月17日・12月2日	東京工科大学	ボランティア受入
13	1月24日	八王子市図書館教育研究会	「郷土の調べ学習」について(はちはく見学)
14	2月3日	中山中学校	学校公開・笑顔と学びの体験活動プロジェクト(中山地域について知ろう!白山神社・絹の道)
15	2月7日	山田小学校	出前授業(昔の道具体験)
16	2月14日	愛宕小学校	出前授業(昔の道具体験)
17	2月22日	長池小学校	出前授業(昔の道具体験)
18	3月7日	七国中学校	笑顔と学びの体験活動プロジェクト(戦争と八王子)

エ ガイドボランティア紙芝居上演実績

事業名	事業内容	開催日	参加者数	
講座 (ガイドボランティア実施)	日光と八王子千人同心	4月30日	17	
	松姫ものがたり	5月28日	11	
	八王子城主北条氏照	6月25日	18	
	八王子空襲	7月30日	26	
	八王子空襲	8月27日	9	
	八王子の大久保長安	9月24日	10	
	日光と八王子千人同心	10月29日	15	
	八王子城主北条氏照	11月26日	7	
	松姫ものがたり	12月24日	8	
	八王子の大久保長安	1月28日	25	
	八王子城主北条氏照	2月25日	10	
	日光と八王子千人同心	3月24日	11	
	館内上演 計			167
	—			—
	出張上演 計			0
合 計			167	

## (2) 日本遺産「桑都物語」推進協議会

令和2年度（2020年度）に設立された『日本遺産「桑都物語」推進協議会』（事務局：都市戦略課日本遺産推進担当（文化財課日本遺産推進担当併任）。以下、「協議会」という。）を運営し、引き続き、日本遺産を活用したさまざまな事業を展開した。

また、令和5年度（2023年度）の日本遺産連盟※会長を務め、11月4日及び5日に「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」を開催した。

※全国104の日本遺産認定団体で構成される組織。同連盟規約により、フェスティバル開催地が会長を務めることになっている。

### 【総会】

#### 第1回（令和5年（2023年）6月30日（金））

- ・令和4年度事業実績について（議案）
- ・令和4年度収支決算について（議案）
- ・令和4年度監査報告について（議案）
- ・令和5年度事業計画（案）について（議案）
- ・令和5年度収支予算（案）について（議案）
- ・「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」について（協議）
- ・日本遺産ロゴマーク使用申請及び後援名義使用申請の状況について（報告）
- ・次期協議会委員の選出について（報告）
- ・「子どもを笑顔にするプロジェクト」について（報告）
- ・八王子駅南口集いの拠点整備について（その他）

#### 第2回（令和5年（2023年）12月20日（火））

- ・令和5年度日本遺産推進事業の進捗状況について（報告）
- ・「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」について（報告）
- ・「日本遺産の日」のイベントについて（報告）
- ・「日本遺産連盟 令和5年度総会」について（報告）
- ・日本遺産総括評価・継続審査について（報告）
- ・令和6年度事業計画（案）について（協議）



第1回総会



日本遺産フェスティバル  
キービジュアルポスター

### (3) 日本遺産関連事業

#### ア 日本遺産「桑都物語」推進協議会実施事業

普及啓発、調査研究、情報コンテンツ作成の各事業や、その他必要な事業を行い、日本遺産関連事業を推進した。

##### 【主な事業】

- ・「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」開催（普及啓発事業）  
年に一度、全国の認定団体が一堂に会して日本遺産の認知度向上とブランド力強化を図るイベントを八王子市で開催。
- ・「桑都物語」日本遺産ウォーク（普及啓発事業）  
歴史古道研究家の案内により、日本遺産の魅力を再発見するイベントを開催。
- ・日本遺産の活用に関する調査研究  
構成文化財を巡る「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」エクスカージョンツアー（3コース）を催行、アンケート調査を実施。
- ・日本遺産看板の製作・設置（情報コンテンツ作成事業）  
構成文化財の看板を製作・設置し、来訪者を迎え入れる環境整備を推進。
- ・プロモーション資材デザイン作成（情報コンテンツ作成事業）  
「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」のキービジュアルを製作し、様々な媒体を活用して情報を発信。



日本遺産フェスティバル



日本遺産ウォーク



エクスカージョンツアー

#### イ 市・市教委実施事業

各所管のさまざまな事業において「日本遺産」の活用及びその魅力を発信する取組を実施した。

##### 【主な事業】

- ・桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）での「御城印」の販売、「日本遺産の日 in はちはく イベント」等の開催（文化財課）
- ・八王子城跡の保存整備（文化財課）
- ・高尾山夏のライトアップ、日本遺産スタンプラリーin 八王子、戦国イベント in 八王子等の日本遺産PRイベントの開催（観光課）
- ・市内小・中・義務教育学校に日本遺産給食を提供（学校給食課）
- ・「桑都・八王子のふるさと料理～桑都焼き・かてめし～」が100年フード（文化庁）に認定（学校給食課）
- ・「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」での各種発表・展示（青少年若者課・学校給食課・教育指導課・学習支援課）

#### (4) 笑顔と学びの体験活動プロジェクト

東京都が都内の公立学校を対象に多様な体験活動の機会を提供する「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を活用し、市内の市立小・中・義務教育学校を対象に「八王子市版 笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を実施した。

本プロジェクトでは、令和4年度（2022年度）に実施した「子どもを笑顔にするプロジェクト」に引き続き、日本遺産をテーマに子どもたちへ文化財の魅力を伝え、理解を深めてもらう機会として、市内の市立小・中・義務教育学校106校でプログラムを実施した。

#### 「八王子市版 笑顔と学びの体験活動プロジェクト」実施一覧

事業 No.	事業名	内容	実施 校数	内訳		
				小	中	義務教育 学校
1	【日本遺産】 高尾山薬王院について学ぼう（校内）	・高尾山薬王院から講師を学校に招き、高尾山の歴史等を学ぶ。 ・市職員・学芸員が日本遺産の魅力について解説。	10	7	3	0
2	【日本遺産】 高尾山薬王院について学ぼう（校外）	・高尾山薬王院を訪問し、市職員・学芸員が日本遺産の魅力について解説。 ・高尾山薬王院の講師に高尾山の歴史等を学問くほか、季節の精進料理を食べる。 ・高尾599ミュージアムを見学し、高尾の自然について学ぶ。	14	9	5	0
3	【日本遺産】 八王子車人形について学ぼう（校内）	八王子車人形の西川古柳座を学校に招き、演目を鑑賞するほか、車人形の操演を体験する。	34	24	10	0
4	【日本遺産】 八王子芸妓について学ぼう（校内）	八王子芸妓衆を学校に招き、踊りの実演・体験、所作や礼法等を学ぶ。	13	7	5	1
5	【日本遺産】 おりかぶとを作ろう（校内）	・NPO法人八王子城跡三ッ鱈会による75cm×75cmの折紙から兜を作成する。 ・市職員・学芸員が日本遺産や文化財の魅力について解説。	4	3	1	0
6	【日本遺産】 まきびしづくり体験（校内）	・八王子城跡から出土した「まきびし」のレプリカづくりを体験する。 ・市職員・学芸員が日本遺産や文化財の魅力について解説。	2	1	1	0
7	【日本遺産】 八王子城跡について学ぼう（校外）	市職員・学芸員の解説で八王子城跡を見学し、日本遺産の構成文化財や歴史の魅力を身近に感じてもらう。	1	1	0	0
8	【日本遺産】 はちばくで日本遺産について学ぼう（校外）	市職員・学芸員の解説ではちばく（桑都日本遺産センター 八王子博物館）を見学し、日本遺産の構成文化財や歴史の魅力を身近に感じてもらう。	1	0	1	0
9	【日本遺産】 多摩織・八王子織物について学ぼう（校外）	多摩織工芸館（八王子織物工業組合内）を訪問し、八王子織物・多摩織の歴史を学ぶほか、伝統工芸士の指導で織機の操作を体験する。	4	3	1	0
10	【日本遺産・歴史・文化・伝統芸能】 出前講座（校内）	市職員・学芸員が学校を訪問し、日本遺産や文化財の魅力について解説する。	6	2	4	0
11	【歴史・文化・伝統芸能・その他】 地域人材・資源活用枠（校内・校外）	各学校が企画する、地域の市民団体等が行う伝統芸能・郷土学習等、地域とのつながりや地域の特色を活かした体験活動を「自校プログラム」として実施	17	11	6	0
計			106	68	37	1

### Ⅲ 資料

#### ○八王子市文化財保護条例

昭和52年3月15日

条例第6号

改正 平成17年3月1日条例第4号 平成19年9月28日条例第51号

八王子市文化財保護条例（昭和30年八王子市条例第23号）の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市指定有形文化財（第4条—第19条）

第3章 市指定無形文化財（第20条—第25条）

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第26条—第32条）

第5章 市指定史跡旧跡名勝天然記念物（第33条—第36条）

第6章 市選定保存技術（第37条—第41条）

第7章 文化財保護審議会（第42条—第51条）

第8章 雑則（第52条—第54条）

第9章 罰則（第55条—第58条）

#### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、八王子市（以下「市」という。）の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれら

に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁<sup>りょう</sup>、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市等の責務）

第3条 市は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

- 2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 4 八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 市指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び都条例第4条第1項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、市にとって重要なものを八王子市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたとき、又は都条例第4条第1項の規定による東京都指定有形文化財の指定があつたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める八王子市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届出することをもつて足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当

該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場

合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限つて教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期間を限つて、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、謝礼金を支給することができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があつた場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

### 第3章 市指定無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び都条例第20条第1項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとつて重要なものを八王子市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(解除)

第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、又は都条例第20条第1項の規定による東京都指定無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

（公開）

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第16条第3項及び第6項の規定を準用する。
- 3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で負担することができる。

4 前項の規定により市が費用の一部を負担する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

#### 第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを八王子市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを八王子市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

4 第1項の規定により市指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体（代表者の定めのあるものに限る。以下次条において同じ。）があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたとき、及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定有形民俗文化財又は東京都指定無形民俗文化財の指定があつたときは、当該市指定有形民俗文化財又は当該市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を

告示しなければならない。

- 7 第1項の規定により市指定無形民俗文化財の指定を解除した場合又は第4項の規定により市指定無形民俗文化財の指定が解除された場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又は団体の代表者に指定の解除を通知するものとする。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第28条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第32条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

## 第5章 市指定史跡旧跡名勝天然記念物

(指定)

第33条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝及び天然記念物に指定されたもの並びに都条例第33条第1項の規定により東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを、八王子市指定史跡(以下「市指定史跡」という。)、八王子市指定旧跡(以下「市指定旧跡」という。)、八王子市指定名勝(以下「市指定名勝」という。)又は八王子市指定天然記念物(以下「市指定天然記念物」という。)(以下これらを「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第34条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物が市指定史跡旧跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡旧跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があつたとき、又は都条例第33条第1項の規定により東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定があつたときは、当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項及び第5項の規定を、前項の場合には第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(次条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第18条及び第19条の規定は、市指定史跡旧跡名勝天然記念物について準用する。

#### 第6章 市選定保存技術

(選定等)

第37条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により、選定保存技術に選定されたもの及び都条例第37条第1項の規定により都選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを八王子市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第20条第3項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第38条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第21条第3項の規定を準用する。
- 4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定及び都条例第37条第1項の規定により都選定保存技術の選定があつたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第21条第5項の規定を準用する。
- 6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第39条 保持者及び保存団体には、第22条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

（保存）

第40条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

## 第7章 文化財保護審議会

（設置）

第42条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会に、八王子市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第43条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（審議会への諮問）

第44条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
  - (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
  - (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
  - (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
  - (5) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
  - (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
  - (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- (組織)

第45条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の選任)

第46条 委員及び臨時委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第47条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったとき退任するものとする。

(会長及び副会長)

第48条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第49条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第50条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第51条 審議会に専門的事項を調査研究するため部会を置くことができる。

第8章 雑則

(標識等の設置)

第52条 教育委員会は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該市指定の文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、これを当該市指定の文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に管理させることができる。  
(記録の作成等)

第53条 教育委員会は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財以外の無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び都条例第20条第1項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。)及び無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、特に必要があると認めるものについて、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、当該無形文化財又は当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に当たることを適当と認める者に対し、当該公開等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第9章 罰則

(刑罰)

第55条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第56条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡させた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第57条 第14条(第36条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

(八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例の廃止)

2 八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和30年八王子市条例第24号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の八王子市文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定により、次の表の左欄に掲げる種別の市文化財として指定されている市文化財は、第4条、第26条及び第33条の規定により、同表の左欄の市文化財の種別に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる市指定の文化財として指定されたものとみなす。

市重宝、市郷土資料	市指定有形文化財
市技芸	市指定無形民俗文化財
市史跡	市指定史跡
市天然記念物	市指定天然記念物

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第7条第1項の規定により交付されている指定書は、第4条第5項（第26条第2項及び第33条第2項で準用する場合を含む。）の規定により交付された指定書とみなす。

5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第9条の規定により設置されている保存施設のうち標識又は説明板は、第52条の規定により設置された標識又は説明板とみなす。

6 この条例の施行の際、現に改正前の条例第11条の規定により選任され、教育委員会に届出のなされている管理責任者は、第6条（第29条及び第36条で準用する場合を含む。）の規定により選任され、教育委員会に届出のあつた管理責任者とみなす。

7 改正前の条例第14条の規定によりなされた許可は、当該許可に係る現状の変更が完了するまでなお効力を有する。

8 この条例の施行前に、改正前の条例第15条の規定により、管理、修理又は復旧に関し、補助金の交付を受けている市文化財の有償譲渡の場合の納付金の納付については、なお従前の例による。

9 この条例の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月1日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第51号）

この条例は、平成19年11月1日から施行する。

○文化財の指定状況（令和6年（2024年）3月31日現在）

指定等区分 (件数)	種別		件
国指定 (10)	史跡		5
	有形文化財	書跡	1
		工芸品	3
	無形民俗文化財	民俗芸能	1
都指定 (45)	有形文化財	建造物	7
		絵画	2
		彫刻	10
		工芸品	1
		古文書	3
		考古資料	2
	無形文化財	芸能	1
	有形民俗文化財	民俗資料	1
	無形民俗文化財	民俗技術	1
	史跡		2
	旧跡		12
天然記念物		3	
指定 (204)	有形文化財	建造物	2
		絵画	3
		彫刻	4
		工芸品	34
		刀剣	73
		考古資料	4
		古文書	22
		歴史資料	7
	有形民俗文化財	民俗資料	10
	無形民俗文化財	郷土芸能	10
		風俗習慣	1
	史跡		20
	旧跡		3
	天然記念物		11
指定文化財合計			259
国選定 (2)	文化財の保存技術（選定保存技術）		2

○市内指定文化財一覧（令和6年（2024年）3月31日現在）

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
1	船田石器時代遺跡	国指定史跡			昭和3年1月18日
2	小仏関跡	国指定史跡			昭和3年1月18日
3	滝山城跡	国指定史跡			昭和26年6月9日
4	八王子城跡	国指定史跡			昭和26年6月9日
5	梶田遺跡	国指定史跡			昭和53年5月11日
6	相模集	国指定 有形文化財	書跡	1帖	昭和30年2月2日
7	太刀（一）	国指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和17年6月26日
8	太刀（近景）	国指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和17年6月26日
9	太刀（有綱）	国指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和28年3月31日
10	八王子車人形	国指定重要無形 民俗文化財	民俗芸能		令和4年3月23日
11	薬王院飯縄権現堂	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和27年11月3日
12	高尾山不動堂 附 須弥壇一基	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和28年11月3日
13	西蓮寺薬師堂 附 厨子一基	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和31年3月3日
14	広園寺 総門・山門・仏殿・鐘楼 附 銅鐘一口	都指定 有形文化財	建造物	4棟	昭和34年2月21日
15	薬王院仁王門	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和35年8月30日
16	浄福寺観音堂内厨子	都指定 有形文化財	建造物	1基	昭和37年3月31日
17	薬王院大師堂	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和53年3月16日
18	紙本着色高野山図絵	都指定 有形文化財	絵画	1隻	昭和37年3月31日
19	紙本着色西王母図	都指定 有形文化財	絵画	1双	昭和37年3月31日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
20	木造蔵王権現立像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 31 年 3 月 3 日
21	木造十一面観音立像（二軀）・木造菩薩型立像（一軀）	都指定 有形文化財	彫刻	2 軀	昭和 31 年 3 月 3 日
22	木造毘沙門天立像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 35 年 4 月 1 日
23	木造盧遮那仏坐像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 36 年 1 月 31 日
24	木造十一面観世音菩薩立像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 36 年 1 月 31 日
25	木造薬師如来坐像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
26	木造法光円融禅師坐像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
27	木造大日如来（金剛界）坐像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
28	木造不動明王及び二童子立像	都指定 有形文化財	彫刻	3 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
29	木造地藏菩薩立像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
30	木造軍船ひな形 附正徳四年十二月十六日仁科資真寄付状・寄付目録	都指定 有形文化財	工芸品	2 艘 2 通	昭和 33 年 10 月 7 日
31	八王子市中山白山神社経塚群出土品	都指定 有形文化財	考古資料	10 巻 8 口 3 面	昭和 36 年 1 月 31 日
32	小泉家屋敷	都指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 ヶ所	昭和 47 年 4 月 19 日
33	南多摩のメカイ製作技術	都指定 無形民俗文化財	民俗技術		令和 5 年 3 月 16 日
34	説経浄瑠璃	都指定 無形文化財	芸能		昭和 57 年 3 月 31 日
35	広園寺境域	都指定史跡			昭和 34 年 2 月 21 日
36	長田作左衛門墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
37	玉田院墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
38	塩野適斎墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
39	植田孟縉墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
40	初沢城跡	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
41	北条氏照及び家臣墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
42	松原庵星布墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
43	横山氏墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
44	原胤敦墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
45	片倉城跡	都指定史跡			平成 11 年 3 月 3 日
46	北大谷古墳	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
47	横山党根抛地	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
48	松本斗機蔵墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
49	高尾山のスギ並木	都指定 天然記念物			昭和 27 年 11 月 3 日
50	小仏のカゴノキ	都指定 天然記念物			昭和 37 年 3 月 31 日
51	高尾山の飯盛スギ	都指定 天然記念物			昭和 39 年 4 月 28 日
52	桑都日記稿本	都指定 有形文化財	古文書	49 冊	昭和 62 年 2 月 24 日
53	旧多摩郡鍵水村名主大塚家文書	都指定 有形文化財	古文書	2116 点	平成 1 年 3 月 24 日
54	高尾山薬王院文書	都指定 有形文化財	古文書	2573 点	平成 4 年 3 月 30 日
55	宇津木向原遺跡方形周溝墓出土品	都指定 有形文化財	考古資料	17 点	平成 26 年 3 月 25 日
56	桂福寺鐘楼山門	八王子市指定 有形文化財	建造物	1 棟	昭和 39 年 7 月 23 日
57	諏訪神社社殿 附 棟札など	八王子市指定 有形文化財	建造物	4 棟 7 点	平成 7 年 3 月 28 日
58	絹本着色大内図巻	八王子市指定 有形文化財	絵画	2 巻	昭和 36 年 6 月 1 日
59	絹本着色関根伝次郎光重寿像・絹本 宝珠図	八王子市指定 有形文化財	絵画	2 幅	昭和 36 年 6 月 1 日
60	紙本墨画松原庵星布尼自筆自画像	八王子市指定 有形文化財	絵画	1 幅	昭和 39 年 7 月 23 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
61	木造阿弥陀如来立像	八王子市指定 有形文化財	彫刻	1 躰	昭和 31 年 7 月 28 日
62	木造松姫坐像	八王子市指定 有形文化財	彫刻	1 躰	昭和 39 年 7 月 23 日
63	木造石平道人坐像	八王子市指定 有形文化財	彫刻	1 躰	昭和 39 年 7 月 23 日
64	木造聖観音菩薩坐像	八王子市指定 有形文化財	彫刻	1 躰	昭和 45 年 1 月 22 日
65	龍光寺金銅孔雀文磬	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	昭和 31 年 3 月 30 日
66	金銅薬師如来倚像	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 躰	昭和 31 年 3 月 30 日
67	子安神社懸仏	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 面	昭和 31 年 3 月 30 日
68	勝手神社懸仏	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 面	昭和 31 年 3 月 30 日
69	大善寺銅造梵鐘	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	昭和 31 年 3 月 30 日
70	銅造応永の鰐口	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	昭和 31 年 3 月 30 日
71	八王子神社扁額	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 面	昭和 31 年 7 月 28 日
72	千人頭六二間筋兜	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	昭和 39 年 7 月 23 日
73	千人頭の具足	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 組	昭和 39 年 7 月 23 日
74	宗関寺銅造梵鐘	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	昭和 39 年 7 月 23 日
75	銅造地藏菩薩坐像	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 躰	昭和 39 年 7 月 23 日
76	時の鐘	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	昭和 39 年 7 月 23 日
77	横山町三丁目の山車人形	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 躰	昭和 39 年 7 月 23 日
78	銅造享禄の地藏堂鰐口	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	昭和 45 年 1 月 22 日
79	三崎町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	昭和 45 年 7 月 23 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
80	中町の山車 附 山車人形「諫鼓鳥」	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
81	元横山町の山車	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
82	南町の山車 附 山車人形岩座	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
83	大横町の山車	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
84	本町の山車	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
85	八幡町(旧一丁目)の山車 附 山車人形「神武天皇」	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
86	八幡町(旧二丁目)の山車 附 山車人形(岩座を含む)「諫鼓鳥」	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
87	八幡上町の山車	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
88	八木町の山車	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
89	追分町の山車	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
90	日吉町の山車	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
91	南町の御神酒杵	八王子市指定有形文化財	工芸品	1双	昭和45年7月23日
92	鉄造聖観音菩薩立像	八王子市指定有形文化財	工芸品	1躰	昭和48年4月26日
93	多賀神社神輿(三輪御所車含む)	八王子市指定有形文化財	工芸品	1基	昭和52年11月5日
94	横山町三丁目の大獅子頭	八王子市指定有形文化財	工芸品	1対	昭和60年8月1日
95	龍光寺の鰐口	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	平成7年3月28日
96	住吉神社の鰐口	八王子市指定有形文化財	工芸品	1口	平成7年3月28日
97	上八日町の山車人形「素戔鳴尊」	八王子市指定有形文化財	工芸品	1躰	平成14年7月26日
98	八幡町の御神酒杵	八王子市指定有形文化財	工芸品	1双	平成14年7月26日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
99	薙刀（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
100	刀（武州住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
101	脇指（武州下原住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
102	刀（武州下原住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
103	刀（松斎）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
104	太刀	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
105	刀（照重） 脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
106	槍（武州下原住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
107	刀（半左衛門尉猪広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
108	刀（武州下原住山本外記周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
109	刀（武州住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
110	薙刀（武蔵太郎源安貞）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
111	脇指（土佐守藤原正宗）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
112	脇指（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
113	針（武州住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
114	脇指（康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
115	薙刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
116	刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
117	脇指（武州下原住春重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
118	刀・脇指（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
119	刀（因幡守広重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
120	脇指（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
121	刀（武州住兼植）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
122	短刀（瀧江介正近）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
123	脇指（武州下原住山本与五郎康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
124	刀（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
125	刀・脇指（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
126	脇指（武州下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
127	脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
128	脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
129	刀（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
130	脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
131	刀（奉納御宝前）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
132	刀（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
133	刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
134	脇指（武州住照広）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
135	薙刀（武州下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
136	刀（相模守藤原広重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
137	薙刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
138	刀（応菊谷孔重需正近）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
139	刀（武州下原住康重） 脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
140	槍（下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
141	脇指（武州住外記利長）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
142	脇指（武州下原住康広）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
143	刀（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
144	刀（武州下原住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
145	槍（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
146	刀（武蔵太郎安貞）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
147	薙刀（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
148	刀（武州下原住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
149	刀（武州下原住山本内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
150	刀（周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
151	刀（武州住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
152	脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
153	脇指（武州下原住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
154	刀（武州下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
155	脇指（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
156	刀（武州下原住山本源次照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
157	脇指（武州下原住正重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
158	槍（武州下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
159	刀（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
160	脇指（広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
161	刀（但馬守藤原国重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
162	脇指（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
163	脇指（武州住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
164	薙刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
165	脇指（武州慈根字住人宗国）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
166	刀（武州下原住山本源二郎照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
167	槍（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
168	脇指（於小比企濤江介正近）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
169	脇指（房州下原康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
170	刀（武州住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
171	槍（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
172	考古資料（井上コレクション）	八王子市指定 有形文化財	考古資料	1785 点	昭和 39 年 7 月 23 日
173	弥生式土器	八王子市指定 有形文化財	考古資料	1 括	昭和 39 年 7 月 23 日
174	縄文式土器	八王子市指定 有形文化財	考古資料	1 括	昭和 39 年 7 月 23 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
175	小銅鐸（中郷遺跡出土）	八王子市指定 有形文化財	考古資料	1点	令和6年3月25日
176	円福寺の大般若経	八王子市指定 有形文化財	古文書	70冊	昭和31年7月28日
177	伊藤家八王子千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	1括	昭和33年8月28日
178	松村家八王子千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	39点	昭和33年8月28日
179	粟沢家八王子千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	157点	昭和33年8月28日
180	小松茂盛氏収集八王子千人同心関係 文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	1括	昭和33年8月28日
181	北条氏照書簡他（宝生寺文書）	八王子市指定 有形文化財	古文書	5点	昭和33年8月28日
182	関文川書簡	八王子市指定 有形文化財	古文書	1巻	昭和36年6月1日
183	河野家千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	643点	昭和39年7月23日
184	新野家文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	290点	昭和39年7月23日
185	磯沼家村方文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	約 3,000 点	昭和39年7月23日
186	武田信玄感状	八王子市指定 有形文化財	古文書	1通	昭和39年7月23日
187	秋山家八王子千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	205点	昭和39年7月23日
188	草木家村方文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	1括	昭和39年7月23日
189	今川義元代官職預状外	八王子市指定 有形文化財	古文書	2通	昭和39年7月23日
190	北条氏朱印状	八王子市指定 有形文化財	古文書	1通	昭和39年7月23日
191	高乗寺文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	1括	昭和39年7月23日
192	諸色覚日記（石川日記）	八王子市指定 有形文化財	古文書	1括	昭和39年7月23日
193	尾崎日記	八王子市指定 有形文化財	古文書	36冊	昭和46年4月21日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
194	大石系図	八王子市指定 有形文化財	古文書	1巻	昭和48年4月26日
195	北条氏照朱印状	八王子市指定 有形文化財	古文書	1点	平成19年5月9日
196	清鏡寺の豊臣秀吉禁制	八王子市指定 有形文化財	古文書	1点	平成23年8月24日
197	大野家千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	12点	平成29年2月11日
198	八王子空襲焼け跡写真原板	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	4点	平成17年11月15日
199	千人同心組頭三木家の肖像画	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	5点	平成21年12月16日
200	天然理心流師範増田蔵六肖像画	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成21年12月16日
201	住吉神社の算額	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成23年8月24日
202	傳法院石塀	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成25年3月21日
203	松原庵星布の俳額	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成27年4月28日
204	御嶽神社の天然理心流奉納額	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成29年2月11日
205	狭間の獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
206	四谷の龍頭舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
207	梅坪の箆獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
208	小津の獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
209	山入の箆獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
210	今熊神社の獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
211	田守神社の獅子舞 附「永代神口 官」軸	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
212	氷川神社の獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
213	石川町龍頭の舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和 35 年 10 月 28 日
214	木遣	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和 35 年 11 月 19 日
215	上案下のセエノカミ	八王子市指定 無形民俗文化財	風俗習慣		平成 17 年 11 月 15 日
216	興林寺の弘安の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 基	昭和 31 年 7 月 28 日
217	龍光寺の文和の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 基	昭和 31 年 7 月 28 日
218	禅東院の応永の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 基	昭和 31 年 7 月 28 日
219	多賀神社扁額	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 面	昭和 34 年 2 月 26 日
220	龍源寺の文安の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 基	昭和 39 年 7 月 23 日
221	安楽院の文永の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 基	昭和 39 年 7 月 23 日
222	蓮生寺の宝篋印塔	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 基	昭和 45 年 1 月 22 日
223	龍生寺阿弥陀堂の宝篋印塔	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 基	昭和 45 年 1 月 22 日
224	松木七郎の宝篋印塔	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 基	昭和 45 年 1 月 22 日
225	直入院石造五智如来立像	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	5 体	昭和 52 年 4 月 28 日
226	北野石器時代住居跡	八王子市指定 史跡			昭和 31 年 3 月 30 日
227	松姫尼公墓	八王子市指定 史跡			昭和 31 年 3 月 30 日
228	石見土手	八王子市指定 史跡			昭和 31 年 3 月 30 日
229	石平道人墓	八王子市指定 史跡			昭和 31 年 7 月 28 日
230	武蔵太郎安國墓	八王子市指定 史跡			昭和 31 年 7 月 28 日
231	市守神社	八王子市指定 史跡			昭和 31 年 7 月 28 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
232	口留番所跡	八王子市指定 史跡			昭和 31 年 7 月 28 日
233	石坂弥次右衛門墓	八王子市指定 史跡			昭和 33 年 4 月 17 日
234	新町竹の鼻の一里塚跡	八王子市指定 史跡			昭和 38 年 4 月 1 日
235	大久保石見守長安陣屋跡	八王子市指定 史跡			昭和 39 年 7 月 23 日
236	小谷田子寅の碑	八王子市指定 史跡			昭和 39 年 7 月 23 日
237	下原刀鍛冶発祥の地	八王子市指定 史跡			昭和 43 年 3 月 2 日
238	下原刀匠康重鍛刀の地	八王子市指定 史跡			昭和 43 年 3 月 2 日
239	下原刀匠照重鍛刀の地	八王子市指定 史跡			昭和 43 年 3 月 2 日
240	大石氏居館跡	八王子市指定 史跡			昭和 45 年 1 月 22 日
241	中田遺跡	八王子市指定 史跡			昭和 45 年 3 月 28 日
242	浄福寺城跡（新城跡）	八王子市指定 史跡			昭和 47 年 1 月 27 日
243	絹の道	八王子市指定 史跡			昭和 47 年 10 月 26 日
244	高楽寺横穴石仏群	八王子市指定 史跡			昭和 52 年 4 月 28 日
245	下原刀匠山本但馬国重鍛刀の地	八王子市指定 史跡			昭和 52 年 9 月 30 日
246	長田作左衛門邸跡伝承地	八王子市指定 旧跡			平成 16 年 10 月 8 日
247	廿里古戦場	八王子市指定 旧跡			平成 16 年 10 月 8 日
248	真覚寺蛙合戦の旧地	八王子市指定 旧跡			平成 16 年 10 月 8 日
249	高月のクワ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 39 年 7 月 23 日
250	平町大蔵院のイチョウ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 39 年 7 月 23 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
251	高尾たこスギ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 39 年 7 月 23 日
252	甲州街道イチョウ並木	八王子市指定 天然記念物		761 本	昭和 39 年 7 月 23 日
253	松木大石宗虎屋敷のサルスベリ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 45 年 1 月 22 日
254	下柚木御嶽神社のスダジイ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 45 年 1 月 22 日
255	南大沢のオオツクバネガシ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 46 年 4 月 21 日
256	小田野のキンモクセイ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 47 年 10 月 26 日
257	大塚神明社のイチョウ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 48 年 5 月 24 日
258	宇津貫毘沙門天のスダジイ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 48 年 5 月 24 日
259	横山事務所のオオツクバネガシ	八王子市指定 天然記念物		1 株	昭和 50 年 3 月 5 日

○日本遺産構成文化財一覧（令和6年（2024年）3月31日現在）

番号	文化財の名称	指定等の状況	説明
①	八王子城跡	国史跡	天正10～15年（1582～1587年）頃に、北条氏照により築城された小田原北条氏最大の支城です。築城から10年経たずに落城したため、発掘された遺構・遺物の時代を特定できる点で極めて貴重な遺跡です。戦国末期の石垣をはじめとする山城の様相を遺し、御主殿跡や古道などが復元され、戦国時代の山城を体感することができます。麓には、「八王子城跡ガイダンス施設」があり、甲冑体験や北条氏と城の歴史を知ることができます。 （日本100名城選定）
②	八王子城跡 御主殿出土品	未指定 （考古資料）	出土した遺物は約7万点にのぼります。出土品からは戦国時代の生活や城での戦いの様相などをうかがうことができます。国内で他に例のないベネチア産のレースガラス器をはじめ数多くの舶来品も出土したことは、北条氏照が有力な戦国武将であったことの証でもあります。出土品は郷土資料館で展示しています。
③	八王子神社	未指定 （建造物）	延喜16年（916年）、妙行という僧が庵を立て、牛頭天王と8人の王子を祀り、八王子権現と称したと伝えられています。北条氏照がこの地に城を築いた際に、守護神として八王子権現を祀りました。山頂本丸付近の現在の社殿は江戸時代末期に建てられたものです。
④	滝山城跡	国史跡	北条氏照が八王子城を築城する前に居城としていた城。永禄12年（1569年）、武田信玄の大軍勢による侵攻を少数の兵力で防ぎましたが、その後の西方からの進軍に備え、より守備堅固な山城・八王子城を築きました。空堀や土塁などの遺構が状態よく残り、スマートフォンアプリ「AR 滝山城跡」により、城の歴史についてAR（拡張現実）を使って体感することができます。 （続日本100名城選定）

⑤	北条氏照および家臣墓	都旧跡	北条氏照百回忌を機に、氏照の家臣であった中山家範の子孫によって建てられた、氏照と家範らの供養塔が、周囲の 50 を超える石碑・石仏群とともに、竹林の中にひっそりと佇んでいます。
⑥	小仏関跡	国史跡	北条氏照が武蔵国と相模国境の要衝として小仏峠に高尾山の木材を利用し関所を築いたのが小仏関のはじまりです。その後関所は峠の麓に移され、北条氏滅亡後は、徳川家康によって、甲州との国境として厳重に警固されました。旧甲州街道沿いには古民家が点在し、峠道は古道の面影を残しています。
⑦	高尾山	未指定 (名勝地)	いにしえより修験道の霊山として崇められ、北条氏照は、竹木伐採を禁止するなど、高尾山を信仰するとともに守ってきました。徳川幕府も引き続き保護したことなどにより、豊かな自然が残されています。山麓には「高尾 599 ミュージアム」があり、高尾山の歴史や自然を学ぶことができます。また、薬王院の年中行事などでは、木遣や獅子舞、八王子車人形、八王子芸妓など桑都文化に触れることができます。
⑧	高尾山薬王院文書 (北条氏照発給文書)	都有形 (古文書)	薬王院には、中世の頃からの文書が多く残されています。北条氏照が発給した文書には、山内の竹木・下草の伐採を禁じた制札や境内での押買狼藉を禁じた制札、寺領の寄進状などがあり、氏照が高尾山を篤く保護したことがわかります。
⑨	高尾山薬王院の文化財	都有形 (建造物 ・彫刻)	薬王院は、天平 16 年 (744 年) 行基菩薩によって開山されたといわれ、薬王院飯縄権現堂をはじめ、境内の 4 つの建造物と 2 体の仏像が東京都の有形文化財に指定されています。境内には鳥居が建ち、神仏習合の名残を強くとどめています。
⑩	高尾山のスギ	都天然記念物 市天然記念物	高尾山には樹齢 700 年といわれるスギの巨樹が存在し、スギ並木は参道の景観を一層引きたてています。スギにまつわる様々な伝説も残されています。江戸時代末期に幕府の代官江川太郎左衛門が植えた人工林も残されています。

⑪	御前立御本尊 飯縄大権現像	未指定 (彫刻)	神仏習合の名残をとどめる薬王院には、本社と本堂に、それぞれ御本尊の「飯縄大権現」が奉祀されています。 飯縄大権現は、北条氏のみならず武田信玄や上杉謙信などの戦国武将からも厚く信仰されました。
⑫	高尾山薬王院浄心門	未指定 (建造物)	薬王院参道の入り口に建つ門は、仏教寺院でありながら神社の鳥居の形を成しています。 門には「霊気満山」の扁額が掲げられ、ここから先が聖域であることを示しています。
⑬	養蚕守護札	未指定 (風俗慣習)	薬王院は、蚕を鼠から守る札を頒布し、養蚕農家からの信仰を集めました。 千人同心組頭の植田孟縉が文政6年(1823年)に編さんした地誌『武蔵名勝図会』にも「鼠口留秘符」という護札に関する記述が残されています。
⑭	杉苗奉納石碑	未指定 (民俗資料)	古来、人々が諸願成就の返礼として行ってきた杉苗奉納は、人と山とが持続的に関わり、山を大切にしてきた証であり、高尾山信仰の大きな特色です。山内のいたるところに石碑が立ち、参道の杉苗奉納板とともに薬王院の信仰圏の広がりを物語っています。
⑮	火渡り祭	未指定 (風俗慣習)	薬王院が執り行う大規模な護摩法要で、「護摩木」という木札を焚いてその上を素足で渡り、除災開運を願う行事です。 毎年3月に開催され、修験者に続いて、一般の人も火渡りを体験することができます。
⑯	水行道場	未指定 (風俗慣習)	山岳信仰に由来する滝への崇拜と結びついたのが「滝行」です。蛇滝と琵琶滝は、薬王院の水行道場として使われています。現在も、修験者による滝行が行われ、年間を通じ、一般の人も修行することができます。
⑰	高尾山のムササビ	未指定 (動物)	江戸時代に編さんされた『武蔵名勝図会』には、高尾山のムササビが描かれており、昔から親しまれてきた高尾山を象徴する動物です。 観察会も開催され、日没後や日出前に薬王院周辺などで、巣穴から顔を出す様子や木々の間を滑空する姿を見ることができます。

⑱	桑都日記稿本	都有形 (古文書)	<p>千人同心組頭の塩野適齋が著した、天正 10 年 (1582 年) から文政 7 年 (1824 年) に至る千人同心の歴史を記述した書物で、当時の地形、気候、文化、産業の歴史などを知るうえで貴重な史料です。</p> <p>八王子が桑都と呼ばれた由縁や、北条氏照が城下の景勝地の情景を詠んだと伝えられる「八王子八景」などが記述されています。</p> <p>【八王子八景】  八王子城の秋月 (八王子城跡 (国史跡))  桑都の晴嵐 (八王子郷)  高尾の翠靄 (高尾山)  山田の落雁 (広園寺 (都有形 (建造物)))  水崎の夜雨 (龍泉寺)  浅川の帰釣 (浅川)  十里の暮雪 (廿里古戦場 (市旧跡))  大戸の晩鐘 (大戸観音堂)</p>
⑲	多摩織	未指定 (工芸技術)	<p>八王子織物の起源は、滝山城下で取引された頃といわれ、400 年以上の歴史の中で改良・工夫されてきました。八王子を中心とした地域で織られた伝統織物は、「多摩織」として、昭和 55 年 (1980 年) に国の伝統的工芸品に指定されました。</p> <p>八王子繊維貿易館では、展示・販売や、手織り体験のイベントを行っています。</p>
⑳	絹の道 (浜街道)	市史跡	<p>安政 6 年 (1859 年) の横浜開港により、八王子に集められた輸出用の生糸は、浜街道を通り、横浜に運ばれました。欧米人が養蚕や絹産業の視察に八王子を訪れ、観光を目的に高尾山の登山も楽しみました。</p> <p>往時の景観をよく残しているこの道は、後に「絹の道」と呼ばれ、「歴史の道百選 (浜街道-鑑水峠越)」に選定されています。</p>
㉑	八木下要右衛門屋敷跡 (絹の道資料館)	未指定 (史跡)	<p>絹の道のある鑑水の生糸商人は、生糸取引により財を築きました。その一人、八木下要右衛門は見事な石垣のある屋敷を築き、「石垣大尽」とも呼ばれました。</p> <p>敷地内の書院は、別名「異人館」と呼ばれ、八王子を訪れた外国人をもてなす場所でした。現在は、屋敷跡に「絹の道資料館」が建てられ、絹の道や養蚕・製糸に関する資料が展示されています。</p>

②②	小泉家屋敷	都有形民俗 (民俗資料)	絹の道近くに今も残る、かつて養蚕農家だった古民家です。現在の母屋は明治11年(1878年)に再建されたもので、茅葺き入母屋造りで、多摩地域に旧来からみられる典型的な民家建築の様式です。周辺の田園風景とともに、横浜港開港後に絹の道を通った欧米人が目にした景観が、今も残されています。
②③	八王子の獅子舞	市無形民俗 (郷土芸能)	北条氏照から獅子頭を拝領して始まったと伝えられる「狭間の獅子舞」をはじめ、市内には9つの三匹獅子舞があります。五穀豊穡や悪霊退散を祈願し、各地域の寺社の祭礼や高尾山薬王院の春季大祭で舞が奉納されます。
②④	木遣	市無形民俗 (郷土芸能)	八王子に伝承されている木遣は、江戸木遣の流れを汲み、元治元年(1864年)に江戸の木遣師が伝授したといわれています。保存会の八王子消防記念会は、天保年間に八王子の鳶職が継承した高尾山薬王院への講詣りを引き継ぎ、春季大祭で、木遣唄やはしご乗りを奉納しています。
②⑤	八王子車人形 および 説経浄瑠璃	八王子車人形 国重要無形民俗 (民俗芸能)  説経浄瑠璃 都無形 (芸能)	八王子車人形は、江戸時代末に考案され、一人の人形遣いがロクロ車に腰かけて一体の人形を繰り演じるのが特徴です。養蚕や織物で発展した八王子の農村部の娯楽として人気を博し、機業家などが熱心に後援しました。高尾山薬王院の節分会追儺式にも参加し、桑都の伝統芸能の魅力を伝えています。中世から伝わる語り芸能の説経浄瑠璃は、江戸時代中期に三味線芸能として完成され、八王子では人形芝居などと一緒に興行されるようになりました。
②⑥	上の祭り・下の祭り (八王子まつり)	未指定 (風俗慣習)	多賀神社の「上の祭り」と八幡八雲神社の「下の祭り」の宮神輿渡御と氏子町内による山車巡行は、江戸時代から継承されています。両神社による神事と町人文化、鳶職による木遣、江戸を流派とする祭囃子や芸妓文化が融合した今日の祭りの形態は、桑都と称され絹産業で繁栄したまちの歴史を物語っています。現在では、両祭りを統合し「八王子まつり」として桑都の伝統文化を代表するものとなっており、往時のまつりの熱気を体感することができます。

⑳	上の祭り・下の祭りの 神輿・山車	神輿 2 (1) 基 山車 19 (12) 台 山車人形 8 (5) 体  有形文化財 (工芸品) ※ ( ) は そのうち 市指定の数	多賀神社と八幡八雲神社の祭礼における神輿渡御は江戸時代中期から継承されています。江戸時代後期には絹織物業による経済基盤を背景に両神社の氏子町内は競い合うように絢爛豪華な山車を建造しました。地元の宮大工の建築技術に江戸の山車人形を移入し、八王子独自の山車文化を築きました。町民の山車建造の熱意は現在にも引き継がれ、「関東屈指の山車まつり」として広く知られるようになり、建造時代の変革とともに3つの型式による19台の八王子型山車の曳きまわしを見ることが出来ます。
㉑	八王子芸妓	未指定 (芸能)	織物のまちとして繁栄した八王子には、花街が置かれ、全国から商人が織物を買付けに訪れ、桑都の商人たちは料亭で客人をもてなしました。戦前には観光地としての高尾山ももてなしの場となりました。薬王院の秋季大祭では、「舞扇供養」が行われ、芸妓衆の薬王院への深い信仰を知ることができます。芸妓衆は、桑都の歴史を唄や踊りを通じて連綿と伝えています。八王子まつりをはじめ市内の様々な行事でも芸妓衆の舞踊を見ることができます。
㉒	桑都の銘酒	未指定 (生活文化)	桑都の山々を源流とし、多くの河川と豊かな伏流水に恵まれ、北条氏照の家臣の子孫が200年以上前に酒造りを始めたと伝わるなど、八王子は古くから酒造りが盛んでした。薬王院の御神酒でもある「高尾山」をはじめ、「桑乃都」「八王子城」「氏照」「高尾の天狗」など郷土ゆかりの銘柄が付けられた日本酒は、桑都の人々に愛され続けられています。
㉓	諏訪神社(鑑水)の 文化財	市有形 (建造物)  未指定 (歴史資料)	八木下要右衛門ら鑑水商人の名が刻まれた石造物や、鑑水商人が寄進した緻密で絢爛豪華な彫刻や組物が施された社殿などを、絹の道や八木下要右衛門屋敷跡(絹の道資料館)と併せて見て歩くことで、桑都・八王子の発展の一翼を担った鑑水商人が繁栄した様子を実感することができます。

## ○文化財関連施設入館者数

郷土資料館／桑都日本遺産センター 八王子博物館

区分	2年度	3年度	4年度	5年度
入館者数（人）	18,297	31,649	38,696	54,477
開館日数（日）	237	280	350	351

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年（2020年）3月6日から5月31日は一部利用休止

※郷土資料館は令和2年度末（2020年度末）で閉館

※桑都日本遺産センター 八王子博物館は令和3年（2021年）6月12日から開館

国史跡八王子城跡ガイダンス施設

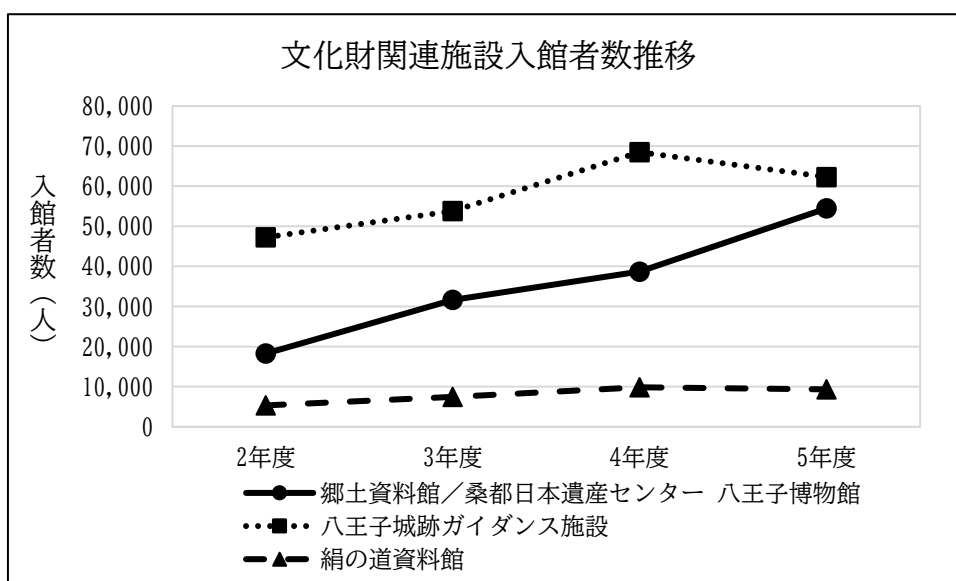
区分	2年度	3年度	4年度	5年度
入館者数（人）	47,269	53,795	68,492	62,273
開館日数（日）	297	324	359	360

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年（2020年）3月6日から5月31日及び令和3年（2021年）4月27日から5月31日は臨時休館

絹の道資料館

区分	2年度	3年度	4年度	5年度
入館者数（人）	5,364	7,460	9,865	9,341
開館日数（日）	237	278	308	309

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年（2020年）3月6日から5月31日及び令和3年（2021年）4月26日から5月31日は臨時休館



八王子市文化財年報 第 17 号  
令和 5 年度（2023 年度）

令和 7 年（2025 年）3 月

発 行：八王子市教育委員会

編 集：八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 文化財課

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

TEL：042-620-7265 FAX：042-626-8554